

昭和五十年十二月

大館市史編さん調査資料 第十六集

大館地方資料文書

大館市史編さん委員会

2
0

目

次

慶長以來歲代記

.....

4

大館舊記

.....

21

諸色書留帳

.....

47

慶長以來歳代記

はじめに

「慶長以来歳代記」（以下「歳代記」とす）は、半紙二ツ折、表紙はなく四十一枚綴り、鷹巣町今泉 武田治氏の所蔵である。去る昭和四十八年四月、鷹巣町七座地区の郷土史編さんに際し、同氏より提供された古記録の中の一冊である。「歳代記」の内容は大館町に関する藩政期の記事を主にしているから、当時、直接には七座の資料として活用できなかつたが、より広い観点から将来参考になると考え、氏に特にお願ひして借用を許され筆写して置いたものである。

一般に鷹巣地方の農村地域に残っている「年代記」「永代記」といわれる古記録は、その村の肝煎が事務処理上の便宜からまとめた部落の沿革概要といった内容のものが多く、内容はいたって地味な記事の連続で、大概薪山、草刈山、田畑、災害などのことに終始していたのである。この「歳代記」も近世前期の初めの部分はともかくとして、享保年間以降の記事は、右に述べた村々の記録にかなり近い線を示しており、従来知られている「大館旧記」や「沿革史資料」（大館戊辰戦史所収）に比べて興味がうすいと感じられるかも知れない。しかしその異質のところが、また見方によっては参考になる点もあろうかと思う。

「歳代記」の筆者は確実なことは分らない。大館町の地方役人の誰れかがということ、内容から推して一応の見当はつくがはっきりしない。ただ次ことが考えられる。最初の二枚に慶長以来の江戸期の年号がメモ式に簡単に記されている（鵜刻は省略。慶長から安永までは本文の筆跡とほぼ同一であるが、それに続く天明以降は大振りの文字で異筆と考えられ後年の追記ではなかつたか。それはともかくとして注目すべきは、この中で寛永年号の下に一箇所特に「寛永二丑年甚内新町家持ニ成ル」と記していることである。おそらく個人的な家の歴史を語る小メモのつもりであろうが、ごく常識的にいえば、これが「歳代記」の筆者と何らかの関係を示唆するものではないだろうかと思つている。なおこの「歳代記」は最後の筆をおくところがややあつけない。明和、安永の約二十年間位の記事は、さらに別冊に綴つた下巻が準備されたのではないかと考えられるが、今はその手がかりがない。

この鵜刻ノートは四十八年以来しばらく筐底に埋めていたものであるが、このたび大館市史編さん委員会のすすめもあつて原稿をお届けすることができた。大方の参考になれば私にとって望外の喜びである。なお、鵜刻に当たつて、明らかに誤字と考えられるものは正字に、当て字その他は「ママ」と、脱字は「何々脱力」と、気付いた範囲内において、いずれもその字の右方へ小さく付記した。

昭和五十年十月二十二日

慶長以來歳代記

- 一、慶長五子年秋田城之助様御当国より奥州三春へ御国替被遊候
- 一、同七年寅常陸国より屋形様秋田へ御国替被遊候 其節式部大夫様御国替寅年より松山ニ七年被遊御座 同十三年申年大館へ御着被遊候三月三日
- 一、同七年寅年御分国中平均御竿被仰付御竿頭洪江内膳様
- 一、大館御城ハ浅利式部勝頼之城 式部様大館築直ニ被遊桂之城申候由伝承候
- 一、寛永十七辰年二月廿四日 片町羽生主水殿屋敷より出火ニ而大館御城下町迄無残焼失仕候 蟹焼と申火事之由
- 一、寛永十八年巳御国廻分部佐兵衛様御廻被候
- 一、慶安元年大館平均御竿 青野治郎様
- 一、寛永年中瓢山より宗福寺寺地御引被遊候 〔移〕脱力
- 一、寛文六年愛宕御建立被遊 愛宕ハ松山より御勧請 同年良風院御建立被遊候 山館沢より御移り被遊候
- 一、同七年未年御順見_ご佐々又兵衛様 松平新九郎様 中根宇右衛門様六月御通被遊候
- 一、同年正月廿日宗福寺焼失
- 一、同九酉年松前夷峰_{やま}起 夷之大将義経より十二代後胤チヤクシヤ院と名乗申候
- 一、同十二子年横山久左衛門様 中田郷左衛門様初而組頭役被仰付候
- 一、延宝四辰四月廿四日未ノ刻宝泉寺門前より御町御足町共焼失仕候 其節町々割直シ申候 〔輕〕脱力
- 一、同五巳年南部御当国御境御論事ニ付江戸御檢使設楽市左衛門様 中山茂兵衛様 設楽源右衛門様右御三人御下り落着仕候
- 一、元和元酉年御順見_ご安田甚兵衛様 佐々喜三郎様 飯川伝右衛門様六月十八日御通 〔輕〕脱力
- 一、同年今宮津正様御子息丑之助様 共大館へ御預 中城角屋敷ニ被指置候
- 一、貞享元子年 中羽立御関所初而御立被遊候
- 一、同二丑年部乘衆老儀起 卯年迄三ヶ年掛り関作兵衛殿 石井表右衛門殿 平塚小右衛門殿 山本右四人久保田御屋敷ニ而切 〔左右衛門殿〕脱力

腹

一、元祿二巳年六月晦日津輕兵庫様御父子越山へ夜中ニ御越 七月朔日ニ山田村へ御移 其後鷹巢村へ暫被成御座湊へ御通被遊候 津輕より御迎參御引返被遊候

一、同年四月十九日御城御柵御立替

一、同八年大飢饉ニ而翌子年諸人悉餓死仕 從御公儀様悲人小屋被立置候 而粥御施行被遊小屋場所ハ田町後 金坂八流下ニ被立置候

一、同九子年亥年之飢饉ニ而諸人草臥 其上牛馬死候 而田畑へじき致候事不罷成すまき 寸植ニ致候得共 殊之外実法能く七月中新物用意候

一、宝永元申年大館御分御高ハ御藏高ニ被召立御伝馬高ニ罷成候 一、同年江戸とね川御ふしんニ付御國中より高百石ニ付貳百三拾四匁ツツ宛御高割被仰付候 其節金役人ニ長兵衛 与兵衛肝煎 作右衛門所ニ而受取申候

一、同二年酉年肝煎作右衛門籠舎被仰付候 右無調法ハ去申年起返 休高御毛見高ニ入置掛御目ニ無調法ニ付籠舎仕候 右籠賄 諸人方共ニ高町兩割可相務由 丁代衆へ申候ハ丁代衆御申ニハ 作右衛門殿籠舎仕候所高事ニ付候間右人方高方ニ而可相務候 此末屋敷方ニ付右之通候ハハ町方可相務と申無擲高方ニ而

相勤候

一、同三戌年肝煎久左衛門殿 籠舎被成候所先肝煎作右衛門松御材木御注進仕候 而右材木上納不致候ニ付 仮役相勤候故籠舎仕候 右御賄諸人方前格之通高方ニ而勤候

一、同年作右衛門子供作之亟殿郷中相談ニ而肝煎仮役願申上候得御代官浅原太五右衛門様御取上無御座候 而無擲長太郎殿肝煎願申上候

一、同五子年不二山焼候 而大目普請ニ付 御分國中 被仰付指上申候 而高百石ニ付銀八拾匁ツツ被仰付指上申候

一、宝永五子年当所平均御竿被入置 御本高式千八拾石余外ニ開高四百五拾石打くるミ本免六ッ成ニ候 此度御竿改高千七百拾石九斗八升壹合 但本田古開新開共ニ入 新免本田古開ハ五ッ七步成り 開ハ四ッ五分ニ罷成候 御檢使大貫新左衛門様 石井徳右衛門様 戸崎藤兵衛様 村上兵部右衛門様 熊谷甚内様 右五人御出被遊 御宿下町市左衛門ニ御座候

一、宝永七寅年御順見北条新左衛門様 新見七右衛門様 細井佐治右衛門様御出被遊候 宿斎藤作之亟 金屋弥二兵衛 米沢長兵衛所ニ御座候

一、享保元申年薪山願申上候得ハ長木沢之内青倉沢 比内倉沢被明不候 御檢使八代角助様 黒沢治右衛門様 湊伝内様御出被

遊候

一、同三年戊午御公儀様御台所御手詰リ被遊候ニ付 高百石ニ付 米五石宛御取上被遊候

一、同年御順見有馬内膳様 小笠原三右衛門様 高城孫四年様御

通被遊候 宿齋藤作之亟 笹谷久左衛門 丸岡藤四郎右三人ニ

御座候

一、同年三ノ丸御藏御立替之節郷藏御借上被成候 御藏敷老石ニ

付 壹升ッッ被下置 藏宿山元又右衛門ニ番共ニ為致候様被仰付候

一、同年追高村々より高割ニ願申上候ニ付 当所ハ町並ニ而余郷

と相違錠^{アタ}当ニ相勤候間高割願へ落合申間敷段申候得ハ 御代官

様御申ニハ大館相除候而ハ御取上不被成段御意被遊候ニ付 丁

代衆慈悲願くれ候様肝煎衆へ御願被成候間無摺願申上候

一、享保八卯年慶安元年より荒地川欠起返リ場御公儀様より御代

地被下候ニ付 御城様より御調被遊候 右御檢使安土三左衛門

様、青柳形右衛門様 青柳善七様 田口八右衛門様右四人御出

被遊候 御賄入方御城ニ而被遊候外入目ハ郷中ニ而相務申候

宿馬町五郎兵衛所ニ而御百姓之内下町新右衛門 田町専助肝煎

代ニ指出申候 右兩人賄ハ郷中ニ而相勤申候 其已後久保田御

檢使高橋惣兵衛様 吉田清兵衛様 湊伝内様御出右場所御改被

遊候 右御改被成候所ニ柳立林之内開候無調法ニ付 符人より

壹貫文 肝煎衆兩人より壹貫文都合式貫文過科被仰付候 此末

右場所開候者ハ曲事ニ被仰付可申段被仰付候 右之趣立林役人

吟味申答ニ候

一、同九年御郷役銀五斗米代銀之内半分米ニ而被仰付候儀ニ付

七日市肝煎兵吉 当所肝煎孫八兩人罷登申候 諸遣入方兩比内

中物割合ニ罷成候 尤半分銀ニ而年内上納仕残半分米弘壹石ニ

付拾六匁ニ納申様ニと被仰付翌年夏中米ニ而上納申候 尤年内

米相場壹貫五拾文 銀壹匁ニ付九拾五文替勝手之様ニ相見得候

得共 右能代へ上納仕候得ハ御物成同前ニ拵 石ニ付四升五合

之勘米掛 其上運賃諸入方共ニ石ニ付百五拾文拵申候得ハ大目

不勝手ニ相見得候

一、享保十巳年薪山願申上候 御檢使丹仁右衛門様 小松三左衛

門様 戸嶋造酒様御出被遊 長木沢之内長内御明被下候 前御

明被下候青倉沢 比内倉沢ニケ所御留山ニ罷成候 同年惣高調

御用吉田清兵衛様 国安善治様 折内小左衛門様御出被遊候

御賄御帳尻村ニ割合仕候

一、郡村御用ニ真崎五郎左衛門様 田崎治左衛門様 御絵師狩野

弥平ニ様御出被遊候 御宿下町市左衛門 徳右衛門 御檢使高

橋惣兵衛様 小嶋文藏様御出被遊候 宿下町徳左衛門 右御賄

入方共ニ拾七ヶ村惣高九千石割合ニ相務申候 山中御賄ハ雪沢
村 白沢村右両村へ頼候而御老人老夜昼飯共式百文宛ニ相渡申
候 右割合村々大館町御帳尻餌釣村 山館村 扇田村 独鈷村
新館村 片山村 沼館村 尺迦内村 松峯村 松木村 粕田村
長走村 白沢村 茂内村 新沢村合十七ヶ村 尤大館御逗留御
掃被遊候 御泊り御賄共惣村割合ニ罷成候

一、享保十一年肝煎長太郎病身ニ而役義被仰分候 子共作太郎跡
役願申上候所ニ早速被仰付候

一、同年江戸御薬用御用ニ丹羽正伯様御通りニ付 御代官様御加
勢杉山与市右衛門様 石井八右衛門様 片岡幸右衛門様右四人
御検使ニハ高橋惣兵衛様 仁平喜右衛門様 其外久保田御手代
三人 町膳使六人 諸役人夥敷參候 御賄迷惑致候間 御拝借
五拾石願申上候へハ御吟味之上 式拾石三ノ丸御米蔵より御貸
被下候 内拾石ハ入方ニ被下 残拾石拾ヶ年符ニ被仰付候

一、同年八月三日丹羽正伯様 御弟子多木正負様 田村貞庵様右
御三人上下九人 津軽錠ヶ関より綴子村へ御通右村ニ御泊り被
遊候 御昼食ハ当所ニ而相務申候 馬次ハ白沢村より川口村迄
大館人馬川口へ相詰 右村より綴子村迄相勤申候 其節扇田村
より御地走ニ真崎五郎左衛門様御医者玄の様御出ニ候 右之衆
御通被遊候ニ付 街道橋々御吟味之節 板子石村より釈迦内村

之間ニ橋式ヶ所大館丁場ニ御座候而掛置候様ニと 尺迦内 板
子石より御代官様へ願申上候ニ付当所へ被仰付候故 右場所見
分仕候得ハ 右両所共板子石村田地水掛リ之関ニ而右村江被仰
付被下候様ニ願申上候得ハ 末々共ニ板子石村ニ而橋拵申様被
仰付候

一、享保十二未年三月十五日御境御見分ニ 今宮大学様 真崎五
郎左衛門様 山方清兵衛様 小嶋文藏様御出被遊候 山田村よ
り粕田村へ御通り 当所ハ御昼食相勤申候 歩伝馬之儀ハ屋敷
並ニ而相勤申候

一、同八卯年三月十四日津軽土佐守様御通被遊候所 大洪水ニ而
早口村ニ御志宿被遊候 道橋大目損シ申候故 二井田村ニ御代
官様被遊御座候間右願ニ長百姓武右衛門 甚内兩人罷越候 然
ハ加伝馬渡役人柳橋与右衛門様 小山弥兵衛様より被仰付候ハ
大目洪水ニ而舟渡等不罷成其上大館より參候人馬共ニすくみ明
朝出立御用ニ相立申間敷候間 早々肝煎長百姓共ニ罷越申様ニ
と被仰付候故 役所ニ而寄合肝煎衆丁代衆長百姓共ニ無残早口
迄罷越申候 尤杖突共ニ召連參候 川口村ニ而御伝馬御役人様
被成御座候故願申上候ハ 大目洪水ニ而人馬共ニ草臥迷惑仕候
間馬者綴子村迄遣申儀不罷成候間 加人足被下候而早口村川向
迄送り届申度と願申上候所ニ 川口村より人足百人 山田村よ

り百人 岩瀬村より百人都合三百人加人足被仰付早口村川向迄
送り届ヶ申筈 尤綴子村ニ相詰候人馬早口村川向迄参候間右御
荷物引渡申候 川御奉行岩瀬村ハ武石長左衛門様 早口村ハ長
山七郎兵衛様御勤被成候 尤当所より相勤人足ハ高町両割ニ而
為致候

一、享保十二未年阿部友之進様御葉草御用江戸表より御出被遊候
当所ニ御一宿御宿笹谷久左衛門 御代官様御宿山田や五郎兵衛
右御賄諸入方高町両割

一、享保十三申年御境御役人様鷲尾彦九郎様御上下六人 御物書
渡部春八様上下式人 段々諸山御見分被遊当所ニ御一宿被成候
而鳳凰山御見分被遊候ニ付 五人衆之内石井佐治右衛門様 拾
八衆之内富山作助様 御山見作之亟殿 庄右衛門殿参候 肝煎
代役所吉兵衛参候 長百姓五六人参候 御宿笹谷久左衛門
一、同年七月廿六日洪水ニ而大留破、十子町家八九軒流失申ニ御
足輕役羽生縫殿之亟様 江幡隼人様御出 当分柵土俵ニ而拵
久保田より林多左衛門様 当所より安土三左衛門様御出御ふし
ん被遊候

一、同拾四年酉正月廿三日御高調ニ庄司隼人様 安東作左衛門様
安東茂左衛門様御出村々共ニ古開本田並と御野帳直シ申候 右
賄諸入方ハ村々古開高ハ割合仕候 二月十日ニ御立被遊候

一、同年荷上場村去申年ノ洪水ニ而欠込候ニ而往還通用不能成候ニ
付 当六月中より御ふしん被仰付御吟味御役那可惣助様 御檢
使黒沢忠兵衛様 茂木勘右衛門様 御奉行坂七兵衛様 近藤喜
兵衛様御出被遊御相談之上 山本郡ニ而御普請人足繩表共ニ不
罷成候ニ付 秋田郡阿仁比内割合ニ而繩俵被仰付七月中荷上場
ハ相納申候

一、享保十四西九月中御代官走田太郎右衛門様大阿仁南比内御扱
所被仰付候

一、同 小室権之亟様小阿仁北比内御扱所ニ被仰付候

一、同八月廿三日中町九郎左衛門家屋敷之儀ニ付肝煎衆御兩人
丁代新右衛門 馬町市郎右衛門 中町庄兵衛 新町伊右衛門遠
慮被仰付候

一、同九月五日右之儀ニ付肝煎長兵衛 久左衛門 丁代庄兵衛
九郎左衛門、大町与兵衛御召ニ而罷登申候

一、同月廿三日長兵衛 九郎左衛門 庄兵衛籠舎被仰付候 久左
衛門禁足肝煎役御免 九郎左衛門家屋敷与兵衛ニ被仰付候ニ而受
取候 按足仕候長兵衛籠賄諸入方町並ニ而相務申候

一、同廿九日御町役山田重左衛門様 山方平兵衛様御改易被仰付
候

一、享保十五戌年十一月十一日前小屋民部様親子切腹被仰付候

御檢使黒沢又兵衛様 江畑隼人様 細谷伊右衛門様 安嶋弥織様被仰付候 前小屋波負様ハ蟄居ニ而狩野与十郎様へ御預ケ被成候 右弔儀ニ付下遠采女様四ヶ宅 山方善右衛門様三ヶ宅 前小屋喜弥太様半知 小林兵左衛門様半知ニ而蟄居 平川久左衛門様御かいゑき被仰付候

一、享保十四西九月二日金屋弥治兵衛 長井嘉左衛門肝煎仮役御代官様より被仰付候 此方御役人様へ御相談ニ而

一、肝煎長兵衛籠舎御免役義被召上 久左衛門禁足御免右同断庄左衛門籠舎御免丁代役被召上 九郎左衛門籠舎御免御所御扨被遊候

一、享保十六亥年玉林寺建直リ申候 十二世知山和尙代

一、同年下町藏右衛門 通町祐元右両人大目御物成掛ケ有之候而

御披露罷成候所 翌子之極月被仰付候ハ、兩人田畑御取上郷中江御預被遊候 御物成御小役共ニ七ヶ年符ニ被成下候 兩人家屋敷ニ御構無之候

一、同年八月中大留御普請被成置候 諸色御買立ニ而御手前御賄

ニ而通町ニ被御座候 御檢使丹仁右衛門様 御奉行ニハ加藤平左衛門様 岩谷喜惣右衛門様 当所より芳賀内匠様御出被遊候 一、同年六月中高公事願申上候小百姓御吟味被遊候 南御代官堀

尾武左衛門様 此方御代官高島彈平御兩人御出合被遊候

一、同年薪山願申上候得ハ長木沢之内長沢 軽井沢被仰付候而九月二日御檢使豊嶋太郎兵衛様 杉山六之丞様 小沢庄吉様山本へ御出被遊御山守久右衛門 治左衛門呼候而被仰付候

一、同九月六日右御三人御帰リ被遊候而高公事願之儀御吟味被遊惣町より書付御取上 町々絵凶迄御取被遊候而十三日ニ御帰リ被遊候 宿大町長兵衛相勤申候

一、同月八日大留御ふしんニ付那可惣助様 御奉行大川市兵衛様御檢使石井徳右衛門様御出被遊候 御手前御扶持木賃ニ而被成御座候

一、同年郷藏川原町へ立替申候 尤六月中より取付九月十五日仕舞申候 役人下町徳左衛門 田町弥右衛門兩人 大工宮内左衛門 権兵衛相頼申候

一、同十八丑年夏中江戸御堀こみ揚御普請被仰付候而高百石ニ付銀式百匁宛惣村江被仰付無残上納仕申候

一、同年四月廿八日檢使戸嶋弥太右衛門様 豊嶋太郎兵衛様 戸嶋造酒様、日野清左衛門様 小泉伝内様 杉山柰之助様式組ニ而上下拾三人御出 宿大町長兵衛 高町諸公事御吟味被遊候而川原町より下町迄屋敷高御免被成下 其上諸公事川原町下町兩町ニ而丸屋式拾軒之諸公事相勤候様ニ被仰付候 此末明屋敷へ家移候共右式拾軒之定式ニ而可相勤被仰付候

一、町々ハ此末市立候共町用御用之ためニ 月々立候所之町より 見せ賃取得^而御用諸達可致被仰付候

一、郷藏より御物成之内米拾石宛年々町方ハ相渡可申被仰渡候 品ハ右米並ニ市之見せ賃ヲ以役所遣御用足シ目ニ可仕仰付候

一、享保十八丑十月より被仰付候 毎月二日 十二日 廿二日相立 月ニ六さいの市ニ罷成候 外ニ 十二月廿二日 廿三日右両日ハ大町ニ^而相立申筈ニ御座候

一、同年より御餌刺御賄入方 浅表^マ入方 寒雉子割共ニ高方より 相務申筈被仰付候 役所ふしん入方ハ高町両割

一、享保十九寅年那可惣助^マ様 御檢使石井徳右衛門様 志賀多助様 御奉行大川市兵衛様 坂七兵衛様右五人御出被遊 十狐町

欠屋敷下川原町後より田町渡り迄御普請被遊候 其外壱本杉下より十狐町後迄所々大森為突 森より川端方馬放シ場被下候

森より町之方御立林ニ被仰付候 片山下御本田関十子町より上ニ所御茶や孫右衛門屋敷之内新開堀替申候

一、同年位上り田地願申上候得ハ御檢使茂木勘右衛門様 高久喜平太様御出被成 右場所御見分被成御吟味ノ上 久保田表より

寅年より午年迄五ヶ年之間壱ヶ年米三拾石宛御肴菽米被下候筈 一、同年草不足ニ付願申上候得ハ御檢使豊嶋太郎兵衛様御出御見

分之上 上羽立御取上被遊候^而小滝長根之内両平通御明被下

鎌手銀百匁^{ツツ}被仰付候

一、享保十九寅年高畠彈正様より十月中被仰付候^者 当年より十五年内ニ今迄有来候家も萱家ニ可致由 猶新家立替も萱家ニ可致由被仰付候

一、元文元辰年五月中洪水ニ^而御材木壱万程流失仕候 米沢長兵衛ニ請合候得共上納成兼候^而郷中ハ願申出候 本郷中ニ^而請合候事ニ候故無扱取集上納致 御掛リ之分御本米年符^マ願申上候^而相濟

一、元文二巳年七月十六日大洪水ニ^而芳々^マ川欠有之 当所之内三ノ丸坂夥敷損シ御城様江被仰立候^而御普請奉行小野崎才治様御出被遊候

一、同年御代官高畑彈平様御役替リニ^而小内助^{田ニ脱力}右衛門様被仰付

一、同年御公儀様より御貸米御買立被仰付中米老石ニ付銀三拾貳匁相場被仰付候得共 当所相場ニ引合不申郷藏ニ^而石ニ付三拾五匁ニ買立申候 翌年春中より村々ハ御貸付被仰付候

一、同年一切雪ふり不申極月廿七日市ハ參候在郷衆すわらしニ^而往来申候 田畑ハ馬ニ^而こい送り 津軽南部も馬足通用致候

一、元文二巳九月六日能代火事 同十二月四日湊火事 同十一月廿四日久保田火事茶町大町無残焼失

一、同三年十一月三日夜九ツ時ニ大工町三之亟火本ニ^而四丁小路

共焼失 鍛冶町大町片側残り申候 (二字不詳) □□等ニハ子細無御座候

御内町分ハ早坂重右衛門様 高山立の焼失 其節御代官小田内

助右衛門様尺迦内村より御出被遊 在々ハ被仰付小屋道具參候

翌四日より十九日迄御帳尻村々江一日十五人宛人足為相詰間御

伝馬諸公事勤申候 並ニ田町下町大町残候而 同前ニ諸公事相勤

申候

一、御代官様被仰付往来御伝馬共ニ 尺迦内村より川口村迄 川

口村より尺迦内村迄往還御伝馬為相勤申候 焼跡調御使黒沢

忠兵衛様 川井権右衛門様 小泉伝内様御三人十一月十三日ニ

御出 宿大町与左衛門相勤申候

一、同十一月四日より御城様より十日迄一日老度ッ御焼出し被 (焚ノ誤カ)

下置申候

一、御公儀様より御救米御拝借米共ニ百拾石余被下置 高三石以

上御拝借 三石以下御救米被下置申候 右ハ午十一月十六日よ

り未之正月十六日迄六拾日分被下置候

一、右焼失ニ付惣酒屋より御役銀御免被成下度段願申上候 酒屋

之内作兵衛 甚内兩人罷登候而段々御訴訟申上候ハ 右銀三

貫六百拾五匁之内貳貫匁御拾被下残老費六百十五匁上納申上候

一、寛保元酉年三月十七日津軽出羽守様御通被遊候 御家中佐藤

吉兵衛様跡付箱早口村ニ而紛失致候 右御荷物付候ハ下町佐左

衛門ニ候 其節より五人組ハ預ケ置 四月五日繩下タニ致久保

田ハ為登籠捨ニ罷成申候 御町在々共ニ家さかしニ御座候

一、同年十一月中早口村長兵衛右跡付箱盜候儀相知候而 御代官

様御足輕御召連御出被遊則繩下ニ致久保田ハ為御登籠舍為致候

其後早口村と岩瀬村之境ニ而御仕置被仰付候 右跡付箱入候脇

指老腰 小判老両糠沢村喜兵衛調候而御代官様ハ指上候 右為

御褒美喜兵衛ニ銀百目 子共ニ貳百目都合三百目被下置候

一、右之儀ニ付大館町肝煎五郎兵衛 綴子村肝煎八郎兵衛久保田

江御召ニ而 右跡付箱大小金子 きせる共ニ肝煎兩人ニ被仰付

津軽江為返申候 惣入方家並三拾八歩 半在家十九步ッ

一、同年津軽様御下り被遊青山庄右衛門飯御本陣相勤申候 津軽

様五月御誓居被遊候 (過去)

一、同年遊行上人様御通被遊候 宿青山清七

一、同年五月廿八日より六月廿日迄三七日松峯山御不動様御開帳

被遊夥敷盤昌仕候 (平脱)

一、同式丑五月十三日尾形様少将様御位被為遊候 其年四月中よ

り錢座必止と相止申候

一、同年四月十日松前御形様京都江高野少将様御縁組ニ而御登

当所御宿青山庄右衛門相勤候 外ニ被張置候御幕夜中四五ヶ所

切破候ニ付当所ニ而御訴訟申上候得共相濟不申候 御本陣名代

金屋弥治兵衛湊迄罷越御訴訟申上漸相濟申候

一、同年寅五月廿日御順見様御通 山口勘兵衛様御宿青山庄右衛

門 細井金五郎様御宿木村八郎兵衛 神保新五左衛門様御宿桑

名庄左衛門 尤步伝馬之儀先格之通加郷より相詰申候 夥敷人

足ニ而下筋者野宿仕候 道橋者殊之外御吟味 扱所丑ノ年より

久保田役人衆御出 御本陣米沢長兵衛 山田五郎兵衛 青山庄

右衛門右三軒御拵被遊出来致候所 長兵衛 五郎兵衛焼失致候

ニ付 俄ニ御本陣庄左衛門 八郎兵衛御扱被遊候 尤御聞合御

用ニ新町丁代清吉 長百姓甚内兩人仙北横手町迄罷越段々聞合

書付ニ致持参仕候

一、同年当所御組下衆武芸内覽御家老江被仰付候所ニ 御組下衆

御聞濟無之沙汰ニ成 翌卯年久保田より石塚孫太夫様 平本才

歳様御出被遊御取持被遊候得共相濟不申候 其後諸役人衆数度

御出被遊内見之儀相止申候 此年一心院退院 御家中廿四人御

忠義申上候所ニ還而不忠義ニ罷成候 御組下之内大沢主水様

青柳文左衛様取合ニ而 文左衛門様主水様江打付候而御病死被

成候 其後文左衛門様切腹被仰付則御宅ニ而

一、延享四卯秋中不作ニ付秋米貳貫八九百文仕候 春中より永荒

ニ御座候故九月頃より悲人乞食夥敷出候而 翌辰ノ春中迄倒死

毎日常ニ御座候 辰夏中米四貫文迄仕候故当所之端々手詰り

ニ付御救米願申上候得者 御檢使被下置御吟味之上 家持高三

石以下之小百姓老目一人貳合ッ廿日分 水吞家持ニハ十五日

分 名子借家ハ十日分 右之通被下置候

一、同年殿様江戸江御登被為遊候

一、同年春中より雨堅ク六月廿七日より八月九日迄一切雨ふり不

申 数度雨乞仕候 秋ニ罷成候而東風御座候而作不宜候ニ付御

毛見願申上候

一、寛延元辰荷耐小掛御留山江火入 式里四方形程御材木焼失仕候

一、同二巳年六月六日より土用ニ御座候所 土用中長雨ニ而其上

東風ニ而秋中稲一切かかみ不申 半分余之青立ニ而御毛見願申

上候 夥敷諸人難儀仕候

一、寛延三年八月江州日野町中井三郎右衛門と申者当国江前々よ

り香具商ニ罷下候所ニ 売当所ニ御座候ニ付 江戸表へ願申上

八判申請相下り候由 肝煎五郎兵衛殿へ直々罷越候所 誰宿ニ

候哉宿ヲ以願申出候様ニと申候得ハ罷帰リ 江戸表へ罷帰リ御

披露申上候所 右掛り人数へ江戸表御召ニテ 当所よりハ大町

清右衛門 新町助右衛門 肝煎役ニ而五郎兵衛殿右三人 扇田

より肝煎共ニ三人 其外阿仁秋田郡仙北共ニ肝煎拾老人 掛り

人数廿六七人都合四拾人程 久保田より十月十八日ニ出立 江

戸表へ罷登 御奉公衆御足輕衆五人被付置道中御旅籠御昼食共

ニ被下置候 肝煎へハ軽尻老正ッッ行帰リ被下置候 江戸表首

尾克相済 右雑用之分御捨被下肝煎五郎兵衛遺残高六拾貫文余

ニ御座候 是ハ御調帳惣家数四百拾老軒へ割付 家並九十八文

ッッ 翌二月中帰国致候

一、寛延四未ノ年善光寺町中無残焼失本堂ハ残リ申候

一、同年五月十八日屋形様御入国被遊候 尤御当所殿様五月十二

日御発足被遊 十五日ニ久保田御着被遊候 当所三の丸四人衆

古内織部様 御組下惣御名代根本清兵衛様御出被遊候 御国中

より拝見ニ夥敷久保田罷登候 殊之外賑敷御座候 尤六月十八

日殿様御帰被遊申候

一、同年五月廿五日夜大地震ニ而 越後国高田柳原小平太様之御

領夥敷ゆり崩候 而 大勢死人有之大騒動ニ候

一、同年草飼不足仕候ニ付願申上候得ハ 御検使田中市郎左衛門

様 吉川伝八様御出被遊候 而 山館沢之内やふしろ沢より真木

沢 小割沢 焼山沢 上大台之沢右五ヶ沢当所之高持拾石より

三石迄御百姓江朝草老通御明ヶ被下候故 右御詰開ニ当所御百

姓之内甚内 弥兵衛兩人閏六月廿八日ニ罷越申候 尤板判拾板

相渡申候 鎌手銀ハ十丁分ニ而文銀拾匁被仰付候 尤閏六月廿

六日ニ御町送ヲ以被仰付候ハ五月朔日より八月晦日迄年々被明

下候

山館村へ相渡候手形之事

一、其元御支配之内当所草飼不足ニ付奉願 当春中御検使田

中市郎左衛門様 吉川伝八様御出御見分ノ上 草飼入会申ニ

付相定之通左脱力

一、板判拾板儲ニ受取申候 右板判朝草刈ニ参候者其元ニ而

御吟味可被成候 万老板判持参無之者ハ草御押可被成候 但

馬老正老人老駄ッッニ御座候

一、此度新道被付置候道ハ八月晦日過候ハハ 右道より通用

不致様ニ急度留置可申候 右道外脇方より一切道付申間敷候

一、右入会草一通ニ御座候 焚用等相成候此笹等ハ一切刈申

間敷候

右之通違乱為無之始斯ニ御座候 以上

寛延四年未七月廿四日

大館町 肝煎

同 長百姓

山館村肝煎小左衛門殿

同村長百姓衆中

入会村々肝煎衆中

一、雪沢上羽立台草飼山毎度より被明下候故御返上申上候 山館
沢替山ニ願申上候所ニ山館山ハ朝草一通ニ被仰付候故 右上羽

立山も只今迄之通被明下候 尤鎌手銀ハ老ケ年式貫文ツッ被仰付候

一、寛延四未六月廿八日当所肝煎五郎兵衛殿御病死仕候 而子供善兵衛跡役ニ願申上候得ハ十一月三日ニ被仰付候

一、同年津軽より立原武左衛門様久保田江御入国之御使者ニ御出被成候

一、宝曆式申正月十八日当所平均御竿願ニ肝煎嘉左衛門 下町市郎右衛門 新町甚内右三人久保田罷登リ御代官小田内助右衛門様へ願書指上申候

一、同年夏中早口村平均竿ニ而丹仁右衛門様御組合五人御出被遊候

一、同年八月中支郷式ツ屋村御開之儀ニ付肝煎兩人遠慮致候ニ付 仮役新右衛門 甚内相勤申候

一、同年九月十七日御毛見御用田中市郎左衛門様 助川清右衛門様 近藤平九郎様御出被遊 同十月中薪山へ御出被成願之通長

沢御明ヶ被下置候

一、宝曆三酉八月中当所大町新七 清兵衛 新左衛門 金右衛門 八郎兵衛 七郎右衛門 惣助右七人久保田へ質屋開願ニ新七

新左衛門 金右衛門三人罷登御注進之所ニ 当所質物右七人ニ而受合 久保田江年御銀老貫目指上 当所御伝馬屋敷へハ五拾

貫文ツッ年々指出申害之御注進申上候 然者当所御城様へ御訴不申上ニ付無調法ニ罷成 十月廿二日より私慮致候 而十一月八日入寺ニ罷成十五日ニ御免 質物之儀ハ只今之通リ勝手ニ取候様被仰付候

一、宝曆四戌年正月六日久保田御代官小田ノ内助右衛門御病死被遊 同十九日長百姓与五左衛門御悔ニ罷登申候 御香代銀五十

匁指上候 寄郷支郷よりも五十匁指上候 右跡役那可甚左衛門様御出被遊候故肝煎嘉左衛門 長百姓利左衛門御詰開罷登申候

一、同五年五月廿三日之大雨ニ而廿四日大洪水候 而大川目通夥數破損致候 荷上場村九十三間 横岩村拾老軒流失仕候 其外芳々之痛ニ御座候

一、同年久保田川又善左衛門様御出被遊被仰付候ハ 於御公儀御財用殊之外御手遣ニ而御知行之内御開高被下置候次第ハ 諸侍

ハ高老石三百目 御百姓町人ハ高老石ニ付四百目ニ永々可被下置候 望之者有之候ハ、誰レ成共不苦候間願申出候様ニ被仰付

岩瀬村武助式百目 大町新七式拾目 馬町新左衛門拾六貫目 嘉左衛門四貫目 其外御内町根本清兵衛様廿目 岸八郎

右衛門様五貫目 其外廿人斗少々宛指上申候

一、当月中永雨ニ而上用中雨降統七月中迄永荒難儀仕候 同八月

中も雨ふり一切稲か、み不申青立罷成御毛見願申上候 当所ハ

千式百石掛御目申候 御檢使林源右衛門様 大越忠右衛門様

小柳伝吉様御出平均半毛ニ申候

一、同八月初ニ罷成当所濁酒売切九月迄無之 扇田村 岩瀬村より引酒仕候

一、同年秋中作不熟ニ付国中酒屋御停止ニ被仰付候 久保田ニ而

ハ御用酒や中野や仁左衛門ニ御上より御本米五拾石御渡被遊阿仁銀山金山御用斗 扇田平右衛門 二井田重兵衛兩人大葛金山

御用酒被仰付 尤能代ハ御免其外皆國中御停止被仰付候 尤米

類ニ而拵候不真物御停止焼餅斗御免 米ハ十一月十二月ハ四

五百文致候 翌正月中ハ五メ文迄致候

一、同年十月中扇田村宅兵衛ニ久保田より御買米被仰付御銀札ニ

而九拾匁迄御調被遊 右ハ買立米阿仁御山江為送候故 払申候

村々難義仕候

一、同月中南部ハ塩越候ニ付当所商人駄賃付共ニ御詮儀ニ而夥數

難儀仕候 十二月中相濟商人三人翌年迄御呵被遊候 御番衆者

御吟味候得共御関所ハ通不申段申上候ニ付 取次致候中羽立善

助久保田為御登籠舎被仰付御関所役人御免ニ而 十一月廿七日

より久保田御番役四人御出 式人ハ長走 式人中羽立右御兩所

ハ御出三十日替ニ御勤被遊候

一、宝曆六子二月久保田豊間行右衛門様御出 銀札と錢御引替被

仰付当所ハ四貫文余被仰付候 尤其頃ハ銀札壹匁廿五文迄仕候

故百目之高ニ而五メ文損ニ罷成申候

一、同三月二日久保田御本方高垣兵右衛門様 御吟味役豊間形右衛門様 御檢使次田形右衛門様 小貫左内様御出 当所御組下

衆八人加勢ニ而 三月三日より当所蔵御調被成候 尤御内町諸

寺院在々共無殘御調被成候 右蔵々御調被成候米余慶有之候所

払米ニ御出被成候 米七拾石程御座候所ニ米壹升壹匁六分ニ被

仰付候 其頃銀札壹匁廿五文之相場ニ御座候故四拾文位ニ相見

得申候

一、竹原塩百八拾俵程払塩ニ被成候 内五拾俵当所町ニ而五合ニ

而銀札貳分と錢三文ニ御払被仰付候 新町伝四郎所ニ而払申候

御買上被成候相場壹俵ニ付銀札拾六匁ニ御買上ケ被遊候

一、阿仁之者北在より相調候米当所ニ而押置 大町庄左衛門ニ御

預ケ被成候 其外板沢ニ而相調候米九石余押置当所江為御登

新町伝四郎所江御預ケ被成 尤壹匁六分ニ払申候 町々難儀之

者ハ木札相渡リ右札持参之者斗払申候 大豆も壹分ニ払申候

四月十日頃ハ銀壹匁拾三文迄仕候

一、同年夏御國中米不足ニ付久保田見上新右衛門 吉川惣右衛門

岩瀬村武助右三人ニ被仰付 大坂表ハ米相調ニ為御登被成候而

右米六月末ニ湊 能代ハ着船仕候而大館ハハ三百石御廻シ米被

仰付 尤能代より当所舟場迄御届渡被遊候 御直段ハ壹石之米
銀札ニ而ハ壹升ニ付式勿ツ 米札持参之者斗ハ弘申候

一、七月八日当所奥様御誓去被遊 町中見世ハ簾掛ケ 御葬礼廿
二日ニ候 簾ハ十九日御免

一、宝曆七丑年長走中羽立御閑所御両人久保田衆御免 先年之通
当所御給人衆被仰付候

一、同年御代官那可甚左衛門様南在被仰付 右替ニ根元忠藏様被
仰付候

一、同年九月十九日ニ屋形様御下り被遊候所ニ 戸鳴村より御上
使ニ而御東様 角館図書様 御家老石塚孫太夫様 岡本又太郎

様 平元茂助様右五人遠慮被仰付候所ニ 同廿二日ニ大館大和
様久保田ハ御登被遊屋形様御密談之上 同廿六日ニ大越甚左衛

様 梅津外記様 山方助八郎様右御三人御遠慮被仰付 外ニ五
人遠慮被仰付候所ニ 六月三日ニ御東様 図書様 孫太夫様

又太郎様 茂助様御免ニ而御出被遊 同六日ニ山方助八郎様御
近所御役人共ニ五人切腹被仰付候 野尻忠三郎親子断悲被仰付

同廿七日ニ川又善左衛門様 向戸奥右衛門様切腹致候而御国中
慎ニ罷成候 右御手柄ニ付御東様 図書様 大和様右御三人御

知行五百石宛御拝領被仰付候 重太夫様 又太郎様三百石ツ
御拝領被仰付候

一、七月八日ニ御銀札御止被遊候 只今迄御出被成候銀札ハ壹匁
老貫文之立ニ被遊 十ヶ年之内年々御引替被遊被仰付候

一、八月五日那可惣左衛門様江戸より御下リ 翌六日久保田町中
被晒則六日打首ニ被仰付候 同八日ニ忍三郎左衛門様親子御召

ニ而三郎左衛門様大小被押梅津藤十郎様江御預ケ被成 子供市
郎兵衛様御改えき被仰付候

一、宝曆八寅三月中御代官様御扱所御用被仰付御国中老割半御利
足加ハ御返し被遊候

一、同十八日屋形様御誓去被遊候所ニ 御組下五月九日ニ御精進
御免 肝煎長百姓ハ五月二日ニさかやき御免

一、同月殿様久保田御登リ被遊候ニ付 町中御用钱式百文程被仰
付則指上申候 十一月中老割半御利足加ハ御返し被遊候

一、宝曆八寅年十二月廿六日石塚市正様より若殿様御婚礼御調被
遊候ニ付 御家中より御舟奉行 御組下より辻堅御迎ニ罷出

御通筋人留有之要心稠敷御座候
一、同九卯年江戸より御目代様御下り被遊候ニ付 久保田御家老

今宮又三郎 御用人 御吟味役上下七八拾人御本陣宿共ニ御出
被成候ニ付 雪中之砌街道丁場拵被仰付村々雪割致夥敷難義仕

候
一、同二月廿八日右御役人方御出 当所ニ三夜御逗留 三月朔日

白沢村へ御出二夜御逗留 同三日扇田村へ直々二夜御逗留 三月五日船ニ而能代へ御下リ被遊候 尤右入方扇田村ニ而相勤百貫文余入候

一、同月中久保田御代官根元忠藏様御出被遊 御支配中御用米被仰付候

一、同四月中久保田より黒沢四郎兵衛様御出被遊 御國中御用銀被仰付候 当所ニ而都合式貫目余指上申候 其後御返済無御座候

一、宝曆九卯年江戸表より御目附被仰付安西彦五年様 建部荒治郎様御兩人被仰付 七月廿六日ニ久保田江御着被遊候

一、同閏七月久保田大洪水ニ而橋六ヶ所破損 下中島無殘流失致人死も御座候由事ニ候

一、同八月廿四日江戸御目代様当所へ移被遊候 廿五日白沢村御通被遊直々御帰被遊 翌廿六日ニ綴子村へ御通被遊候 尤御本陣ハ青山庄右衛門 山田五郎兵衛所ニ而御宿仕候 当所行帰二夜御逗留ニ御座候 白沢村へ御出之節ハ御荷物当所ニ被指置候 故 歩伝馬不足ニ御座候得共綴子村へ御帰リ之節ハ御先触程遣申候

一、同年御目代御通ニ付諸雜用御賄代五百〆文程有之候ニ付久保田江願申上候得ハ御米八拾石高町被下置候 内廿石五升四合御

町方へ 同五拾九石九斗四升六合高方江御宥救所申請候得共不足仕候而 当所寄郷拾ヶ村之内餅田村相除高式千石余へ割付高老石ニ付六拾五〆ッ割合仕候

一、宝曆拾辰十一月中久保田御代官様御出被遊 去年中之通御用米被仰付候

一、同二月十五日肝煎嘉左衛門病死致候ニ付跡役子供糸松頼候得共 若年ニ而申訳致候ニ付親類之内久左衛門看抱願申上候得ハ御城様より御障有之由ニ而不被仰付候

一、同年十一月三日御代官様肝煎五郎兵衛 新右衛門 金右衛門 徳左衛門 新七 甚内其外長百姓四五人同道致候趣被仰付候

新七病氣ニ而作十郎 弥兵衛 与兵衛 吉之亟 仁助都合拾人坊沢村へ罷越候

一、同十二月中久左衛門御障リ御免被成下度段 惣丁代 長百姓御支配様江入寺仕御訴訟申上候 廿八日九日兩日見世大戸迄立候所ニ廿九日夜御免ニ而晦日ニ御礼ニ罷出候 則久左衛門仮役被仰付候 久保田より御本役被仰付候

一、同二月中御代官様御出被遊 村々御貸米元利共御取上ヶ被遊候由被仰付候ニ付御訴訟申上 半分御返納半分者御拝領ニ被成申候

一、同年御願見様御通ニ付御三方様御本陣拵受合願申上候得ハ

大田藏亟様 真崎五郎左衛門様 清水藤二兵衛様御出御見分之
上 御料被遊候而御銀七百目被下置候得共 三拾貫文程尻打致
候

一、同年六月朔日ニ御順見様榊原左兵衛様 布施藤五郎様 久松
彦左衛門様御三人御泊リニ御座候 宿庄右衛門 五郎兵衛 新
七相勤申候 人馬ハ本馬式百七拾疋 本歩夫七百人割合ニ罷成
申候 久保田御役人様方大勢御出被遊右御賄方ハ百貫文程御座
候ニ付 御賄代寄郷高老石ニ付廿文ツツ相頼候所拾文手伝可申
由ニ而右之通ニ罷成申候

一、同年十月中御代官様御出 春中御用米御財用御手支ニ付元利
共ニ御借居被遊候段被仰付候

一、宝曆十二年正月御宥救米被下候御田地之内式百石御返上申上
候ニ付 右之趣御訴ニ肝煎久左衛門 長名之内利左衛門 作十
郎三人正月十三日ニ久保田江罷登申候而 数年願申上候平均御
竿願共申上候所ニ 同廿六日願之通被仰付候 則御代官様より
御町送ヲ以被仰付候 御檢使伊藤義右衛門様 小貫左内様 茂
又新太郎様 豊間幸左衛門様 小泉七郎右衛門様 石川六右衛
門様右六人被仰付候

一、同二月中より本高調ニ取付 三月中より地調罷出 肝煎長百
姓毎日同道致三拾日余相調申候

一、同閏四月五日ニ御檢使様中当所へ御移被遊候 肝煎長百姓小
百姓共ニ神文為致候 同十日より十二日迄御内竿被遊候而 十
四日より二ツ境より御打立 六月九日ニ田畑屋敷共御打仕舞被
遊 十三日ニ肝煎始長百姓小百姓共迄無残水御祝儀被遊候而夕
飯過ニ御酒御振舞被遊 夜中迄罷有候得共首尾能候中罷歸申候
一、御竿之節 大町市左衛門屋敷之内寺道より裏畑並寺後之畑
通道願申上候所ニ道筋被下候ニ付 大目新町へ相障リ之趣有之
故 右之次第申上候所御聞濟被遊 右町願之通相濟御明ケ不成
候而只今之通ニ罷成申候

一、同年八月八日ニ御野帳拝領ニ肝煎兩人 長百姓吉之亟 多兵
衛 糸松五人罷登 肝煎仮役甚内相勤申候 同十七日ニ御野帳
申請 則矢橋喜兵衛所ニ而御振舞仕候 肝煎久左衛門長百姓共

大
館
舊
記

凡 例

一、本書の伝写本数種あり。彼此対照するに何れも前半は略一致すれども後半に於て記事に精粗あり。体裁も異りて次々に書き加えた様である。

一、本書の劈頭に「旧記に曰く」とあり。又菅江真澄翁の文化八年に記せる筆のまに「或旧記に云五十七代陽成天皇御世元慶二戊戌年大館城主公家云者也云々」と見えたり。此の書如何なるものにてありしか前末虫ばみたらん大館の郷の古記録のはしに書交たりしとて見せたることを茲に記す云々」とあり。此の兩者の旧記とは同一のものなるか。又古記録とは如何なる類なるか。明かならざるも何れも大館に関する文献であらう。

一、本書の作者及び其年代詳ならず。余の見たる伝写本は浅利分限帳の内に単に大館という題目にて記述せられてあるから此の両書は同時代の作なるか。又分限帳に数種あり。宝暦年間までの系図を記載し居るもあれば前半は其頃の作でしょうか。

一、本書の原本となりたるものは何れも誤字脱落等あり後半殊に甚し。校定せんとしたるも意義全く通ぜざるものは其の儘にした。

一、附録とせる部分は全く之を欠ける本もあり。本書と関係せざるものある様なれども捨てがたき資料なれば茲に採録した。

佐々木 兵一 記

大館旧記は大館叢書卷二に記載されている内容を市史資料として収録した。

此書は昭和十年一月十五日 大館史談会佐々木兵一氏の編輯により発行したものである。

大館

旧記に曰く米代川渡りて大楯の里に近しとあり。案するに大楯は安部の頃大なる館を築きて河田次郎を居らせしむ。其の節大楯を大館と改めしとか、民俗今に大だてとばかり唱ふ。これ大楯の通言ならん。

大館の城は秋田三城の内にて、元は安部家之を築き其臣河田次郎を居住せしむ。安部家じびて河田は陸奥の太守に属す。其後奥州の太守藤原秀衡死去して嫡男泰衡鎌倉右大将頼朝公に攻められ、敗走して出羽国に來り、比内贄田しがらみ城に來て世をしのぶ。頼朝公奥州より謀書を送り泰衡が首を獻ずる者は所領望みに任せんとなり。大館の城主河田か子孫に次郎と言ふ者此の書を見て欲心を発し不臣を抱く。泰衡事の叶はざるを見自害す。次郎首を取つて鎌倉に至る。將軍事の仔細を聞きて次郎は泰衡を討ちしはよしと雖彼か主也。不忠の臣如何その後來攻をなさんやと、河田を鎌倉にて斬らしむ。

是より暫らく大館城主なしと雖其後天文年中浅利朝頼の嫡男与市則頼甲斐国より出羽に流落して赤利又に住す。夫れより十狐に

城を築きて移り、比内鹿角の二郡三萬石を領地として其臣諸方に住居す。此の時大館も浅利家の領となれり。

爰に安部の支流なる秋田城之助実季は檜山の城より湊に移りて居城す。天文の中頃より浅利家と度々合戦し、勝敗わかたざりしを城之助怒りをなし、頃は天正九年の秋の頃一国の勢を発し、勝負を一時に決せんと押寄せ十二所粒立川に大いに戦ふ。秋田勢兩度敗走す。浅利家勝鯨波を挙げて本陣へ引取る。城之助謀を定めて本城十狐へ夜討す。不意を討たれ城中色めく所へ、近在に住せし浅利家の勇士数を尽して駈來り後より攻む。城中よりも打ち出で曉までに揉合せしが雙方死亡夥し。城之助軍に利なきを見て暫らく陣を退く。夫より合戦止む時なし。十月より十二月まで十狐、中野、山田、茂屋数ヶ所の戦に浅利方利を失ひ、極寒に至り軍をおさめ城之助帰陣す。其翌年実季密に謀て浅利の家臣片山駿河を味方とし、謀を授けて浅利勝頼を欺き、秋田家と和睦せんと長岡城に招く。勝頼逆意ある事を知らず長岡の城へ來る。生内權助と言ふ不敵の者をして不意に勝頼を刺殺さしむ。是天正十年五月十

七日也。されども片山が計略なる事を知るものなし。権助が逆意なりとて追懸け南部門間に打留たり。家中計って勝頼の弟左京頼平を十狐の城主とし、津輕為信を頼んで援を求む。為信承知して城之助もし比内を犯す事有らば加勢を出すべしとなり。浅利頼平安堵の思をなして居任せしが、秋田家と旗下との争論ありて頼平大阪へ登りて之を訴へ利を得たり。実季又片山に奸謀を伝へて大阪にて害せんことを言ひ送り、佐藤某之に組して毒を以て頼平を殺す。其子頼治十狐にありて大阪の変を知らず。片山は大阪より実季に告ぐ。実季喜んで大館十狐の両城を攻む。頼治大阪にて父の死したるを聞き、防ぐに術なく母子相泣いて仙北へ落行く。城之助実季、殘党を平げて十狐の城を破却す。大館の城に舍弟忠治郎実泰を檜山より移し、城代として、境を守り百姓を治めしむ。

実泰南部太膳太夫信直の娘を妻とし、此時鹿角三百町を信直へ贈る。後又南部家と秋田家と和睦破談して戦争に及ぶ。爰に於て実季鹿角を南部に贈る事を悔ゆと言ふ。南部鹿角の者に聞けるに老人の曰く。元鹿角は秋田郡領なるよし、鹿角の奥梨木の峠と言所有り、是の木通の葉は五つにて秋田百合はなし。伝に曰ふ。奥州出羽の境は木通の葉三つ白き山百合あるは出羽也。木通の葉五つ白き山百合なきは奥州也と言へり。五十四郡の内に員野と云ふは南部三の戸なるよし。南部にては鹿角三百町を得てより員野に

改めしと言ふ。故に小豆沢の大日堂は元と秋田家の紋なり。又米白川は秋田へ流る。是を以て見れば出羽国に近しと言へり。或日鹿角は出羽にして不可ならん。秋田郡にして高教村数莫大ならんと。左にあらざ。出羽国置賜郡十八萬石にて五十八ヶ村也。村山郡は三十三萬石餘ありて三百九十ヶ村也。飽海郡は五十二萬石有り。何ぞ高の大小村の多寡によらんや。今の鹿角は出羽なること明けし。然るを昔奥州六十六郡を分ちて出羽十二郡を置く時より誤りしか。今茲に此伝あれば実季短智にして国を割く。又私の嫁娶に郡をさく。豈妄りならずや。今の鹿角の風土秋田郡に類せり。商ふもの皆秋田郡にて諸用をなす。是自然の利也。利を破る法有りといえども法を破る利なし。今如何ともすべからず。天必らず之を定むるの時あらんと言へり。

忠治郎実泰の妻女或時湯殿に入り沐浴せらるるに、鬼の形の怪しきものを見る。此の次第を実泰に語る。忠治郎即ち妻女の如くに沐浴しけるに、彼の化物出て来るを国俊の短刀を抜放ち討ち転しけるに古狸の災なりき。さて忠治郎夫婦打ち続き早く世を去りてより、聊の事にて南部秋田不快となる。依て和睦破談して合戦に及ぶ。秋田実季より大館の城に五十目兵庫、和田内膳を郡代として置く。

此時仙北小野寺義道、城之助を攻めんと既に仙北境に出場の聞

えあり、南部信直之を聞き小野寺秋田の合戦に乗じて我却て比内を奪はんと、桜庭兵助、稗貫帯刀を鹿角口より攻入らしむ。城之助比内の部將に命じて防がしむ。五十目和田の両士は討て出て赤坂に陣を取り敵を待つ。南部勢は白根西道を経て押来り、互に鉄砲を打掛け後槍になり、秋田勢は遂に破れて大明神迄引退く。勝に乗つて南部勢追來る所を、秋田勢六十騎取て返し力戦する故、南部勢一ノ関まで引退く。翌日の戦に南部勢大明神迄押來る。秋田勢折伏勞兵にして戦ふ事能はず。兵を引上げ大館へ引退く。南部勢も敢て之を追はず境を堅めて引退く。其の後南部の臣大光寺左衛門己が守所津輕上ミ浦を同輩大浦左京が讒によつて秋田比内に來り住す。大光寺流浪の訳を尋ぬるに、其頃南部太膳大夫信直(舍弟彦治郎信治を以て津輕三郡の郡代として浪岡の城に置く。後見人として大光寺左工門大浦左京(今の津輕の祖為信あり)を指添へらる。大光寺は上ミ浦に住し大浦は西根に住す。然るに両雄ならひ難き習ひにて常に不和也。大浦左京、彦治郎信治に偽り大光寺逆臣の企ありと告ぐ。彦治郎誠に思ひ左衛門へ討手を向らる。大光寺あやまりなる旨申し開くと雖、大浦左京瀕りに勤め攻討つこと甚急なり。大光寺城を退き秋田大館に落來り此所に暫く時節を待居たり。

此時五十目兵庫主君を恨む事あり、大光寺之を幸とし兵庫に對

面して逆意を進む。兵庫之に傾く。大光寺旧主南部家へ訴ふ。南部家之を聞いて總軍を合して天正十六年五月に三ノ戸を出陣して鹿角を越え赤坂大明神に陣を取る。大館の城代和田内膳は同士五十目が内心に返逆の企あるを知らず。快く軍評定をなし、手分けを定めて籠城す。南部勢攻め寄すると等しく城兵突出して互に奮戦す。此時大光寺五十目に謀て敵兵を城中に引入る。和田内膳軍慮きて討死す。爰に於て南部家比内を手に入れ、大館城には一族北左衛門信愛をして守らしめ、与力百人足輕百人にて之を助けしめて信直は三戸に帰陣す。大光寺は其功に依て南部に帰參すといふ。

其後南部家と津輕三郡(私に曰く津輕三郡とは大浦左京為信大光寺を追落し、南部彦三郎信治を改めて之を追退け津輕を押領して背く、南部家欲攻之國中大に乱るといふ)と大に戦ふことあり。城之助実季之を聞き南部津輕の戦ふ隙に比内を復せんと兵を發し、米内沢城主加成右馬頭能代城主大高伝右衛門を先陣として大館を指して進發す。南部左衛門と数日戦ひ、終に勝利を得て左衛門信愛を南部境迄追返す。城之助民を安んじ、次男勝藏に軍兵を添へて大館の城を守らせ湊城に帰陣せり。

慶長七壬寅年左中将源義宣公常州より御遷封の時、大館の城は秋田勝藏が居住せしを赤坂下総守朝光を以て請取といへども、淺

利の残党御国替に乗じて一揆をなし、比内に有て御下知に随はず。赤坂下総之を攻討こと急なりといへども一揆多勢にして平治すること能はず。赤坂朝光阿仁へ引取り檜山に使を馳せて援兵を乞ふ。西家義成兵を發して赤坂を助く。干時慶長十三年二月也阿仁を征して大館に赴く。賊兵大勢にして進むべからず。依之立杭村浄応寺に至て事を議す。住僧の玄正等依台命、此国の主たり賊徒如何なる事かあらん。我之を説いて降らしめん、必殺し給ふ事なかれ。義成承諾す。浄応寺は賊主を説得して則降らしめ、残党悉く義成の手に属す。義成大館に入て齋藤和泉が家に宿し、赤坂に事を託し、百姓を安撫し檜山に帰陣し書して訴ふ。義宣公之を賞し給ひ慶長十五年より大館の城主とす。此より西家代々此城に居住して知行高一萬二千石なり。義成浅利の残党を捕へては許して給土とし又は家士とす。其餘は義成の足輕として下夕通へ足輕町を立て十狐浪人の由縁を以て十狐町と名号す。大館は隣国甚だ近く、又城下に道遠きが故、副将として古内下野を三ノ丸へ被指置。御廻座三人御捷二人同じく三の丸に屋敷を賜ふ。給人は部垂赤館長倉と三百餘人。附人は山田山方江幡小林馬場目平沢原野。家中二百人、勤士輕輩とも。此節は家老山田藤左衛門小山縫殿之丞なり。家役組頭三人山廻り役五人、書院教授三人なり。足輕六十戸。

西家の支配部垂町といふは部垂義元君の家士居りしによる。義

元君常州にて逆意の時其臣片山某密に供して我家に隠す。然れども其臣邪ならざるに依て扶助し給ふ。後蹟はれて義元自害す。其臣等祠を建て部垂八幡とし、又町の名とす。部垂義元君は義光公御九代行義公の弟君なり、六代義篤公の時逆意ありといふ。長倉三郎義綱君は義光公より第十代貞義公の弟君なりこの分流上平と大沢なり。谷地町と言ふあり、浅利の家士茂内大館の子孫居住せり。先祖野呂左馬之助、大館和泉は、扇田長岡の城にて浅利勝頼討たれて後山館の山上にて追腹を切ると言へり。野呂は茂内屋敷と言ふ所に住めり。其子孫茂内村の肝煎と成り往來の旅館たり。慶長の初め御抱となり山扨人を勤む。茂内村は往還にして鎌倉道とて此あたりより商人留への細道あり。又大館和泉は長木沢を領せしものなり。未孫此町に住して齋藤和泉といふ。之も山扨人を勤む。南部毛馬内岩見町浅利惣左衛門が家に浅利家の系図あり。古書なども所持せりといふ。

百姓は荒町、馬口旁町、中町、下夕町、田町に住居す。延宝三卯年より上町三町の土民を田町川原町に移し、同七月荒町を大町と改め、酒屋、茶、紙、木綿、繅綿、小間物商売の者大町へ引移し屋敷を被下といふ。馬口旁町へも酒屋移さると言へり。此頃大下夕町は百姓大高持ばかり住居せり。小走等の屋敷あり。夫れより三十餘年過ぎて新町開け、肝煎二人別段に立つ。爰に於て本町

四町と改む。此時横町に風呂屋ありて風呂屋町と改む。横町へ大工を移して大工町と改む。其の外柳町鍛冶町ともに古来の町なり。通町は元空地にして小屋一二軒あり、元祿元辰年町役佐賀名兵衛、清水太兵衛は通町と改めて七町に連なる。往還橋下通りにて町代を居へ此時八間半の間数なり、俗に新丁といふ。

上神明堂は古社なり。大館小館両所の産神なり。新地古伊勢堂別当伝行院、八月十一日祭祀。小館は古の舟附き也。白髭洪水より川欠けして今の下夕袋は舟附きになる。小館花とは船付きの頃繁華の心を以て花の字を加へしなり。

下神明堂は或者の内神なる由、延宝の始めより大館の鎮守となる。八月一日神輿は町々をくねる。別当大福院は餌釣村よりうつり、大町角屋敷に居住して、慶安の頃掠所となる。其後大工町にうつる。此頃は横町といふ。愛宕の社は貞享二年に今の地に遷されたり。元は松嶺山宗福寺爰にありしを、十一世の禪師良本和尚の代に今の寺地に引うつしたり。脇に閑居庵ありて閑居町と言ふとかや。古は愛宕の社御城に座したるが中川原町今の天神の社に遷されて其麓の町を愛宕町と言へり。夫れより此瓢箪山にうつし奉りて閑居町を愛宕町と改めしといふなり。

右三社と上八幡、下八幡と以上大館の五社といふ。

有浦の観音は天正年中齋藤の祖田の中より掘り出し深く貴み、

一草堂に安置して毎年七月十八日初穂の神事とてあり。元文三歳戊午堂再建成就す。願主は齋藤喜兵衛、肝煎五郎兵衛嘉左衛門なり。七月十七日夜齋藤氏に喧嘩祭とて物の争ひするためしあり。

御国替の頃齋藤氏は町村百姓の扱惣代たり。其外齋藤は在町とも数多あり三助作之丞其分家なり。鹿島祭とて古来より大館にあり、六月一日に旗を立て町々を廻り米白川へ流すと云ふ。田町後にとび山と言ふ小高き山あり、天正の頃南部の臣大光寺左衛門流浪して暫時此所に居住せりと言ふ。委しくは先条にあり略之。松峰山宗福寺の祖は天徳寺六世、和尚善達禪師なり。常陸小場にありし時萬松山といふ。康和三年建立して小場義躬公の寺なり。御国替の時今の愛宕の社地を賜りて寺地とす。

十一世禪師良本和尚願訴して今の寺地にうつしたり。此和尚別して寺に功あり知行四十石の所此の時七十石になる由中興開山也。

鳳凰山玉林寺は昔大永の頃此所へうつしたり。元は天鼓小鞠合の辺鳳凰山の麓にあり。今も尚寺跡あり。開山は松原補陀寺閑居にて守瑞禪師なり。此閑居鳳凰山上に座禅しける時浅利与市則頼此山に狩す。山上に登りて禪師を見るに小鳥共肩膝に遊ぶも驚き飛去ることなし。則頼之を拝して山を下り麓に寺を建てて代々の牌所とす。依て此寺に則頼、勝頼、頼平三代の位牌ありて、片山駿河が子孫大館給士にありといへども今以て玉林寺に入る事不能と

言へり。

松榮山浄応寺は立杭村より此所にうつる。今も尚立杭に寺跡あり。御国替の時一揆を説き、義成恙なく大館へ入城の功によりて此の寺へ八幡の名号を与へ給へ、此処へうつせりといふ。義成君浄応寺玄正と同年に卒す。百五十回忌の時名号御城へ返上せしといふ。

良風清蓮庵は京都黒谷の末寺にて良風庵ともいふ。黒谷の直末参は近国には此の庵斗りなり。比内三十三番観音順礼記二十九番なり。

いさきよき蓮のうへに生れなん

猶たのもしき誓ひたのみて

行人宝泉寺といふあり（鷹の為に願主を致し）御城に於て羽黒派一字建立せしとなり。

大町日市は往古より櫓所にかかり、給人一個所、大館家中一ヶ所なり。係役人を出張せしめ市場の治安を保てり。近国並に上み方中国より入り込み芝居、角力、見せ物商売あり。

馬市は馬口呂町なり。延宝三年までは月に六才の市にて、二日市は大町新町、七日市は馬口呂町中町なり。其後三歳になりて、大町は往還の為に日市其他正月十二日五月二日市立なり。常の市は馬口呂町中町新町なり。七月十二日の市は新町にて市立す。

延宝の頃諸式相場 大館にて

一、綿 一本 五貫八九百文、但六貫文まで

一、濁 酒 一盃 七八文

一、閱 縞 一反 四百文

一、河内白石 一反 三百五十文

一、米 一斛 一貫三百文、但一貫六百文まで

一、金 子 一両 三貫八九百文、但四貫文まで

一、緋 一反 四百文

一、白木綿 一反 二百六七十文

一、鰯 一本 一文

一、熊の膽 一匁 六七百文

一、職 人 一日一人に付惣じて六十文

此頃銀大ぎに行はれ天秤質、酒、木綿三職家毎にあり

寛文の頃大館城内町外町ともに無残焼失す。三の丸長山喜左衛門屋敷ばかり残る。是所にてお城暫く凌ぐ。夫より御城内町外町ともに普請元の如く成就す。此頃迄鋤なし。綿打弓、鉈此頃上方より来る。御城普請材木岩神山、雪沢山より出る。

南部鹿角郡と御境御論地は、慶長十四西歳より起り承応二巳年大きに混雑して、延宝五巳歳相済むといふ。此の時江戸より御検使として中山茂兵衛設楽市左衛門御兩人御下り。久世大和守様御

老中の時なり。両国立会御落合の上、双方へ書一枚宛御渡しなり。

戸田三郎兵衛

御検使大館より鶴形まで舟にて御下りなりと言へり。御城御家老

義敦公御代宝曆九卯年八月二十六日

前小屋李山田藤左衛門小山縫殿之亟なり。

建部荒治郎

大館田畑御竿入初度は慶長年中にて二度目打直しは慶安元子歳

安西彦五郎

なり。此時の肝煎和泉、小走は将監、新町煎肝久佐衛門なり。打

美恵公(御代後御名乗替る)

口御検地役阿部治右衛門。夫より開發後御竿御検地泉長右衛門肝

文政四巳年六月十六日

煎治右衛門。元祿八亥年迄、此後度々開發あり。

丹羽五左衛門

元祿二巳歳七月朔日、津輕一門津輕兵庫同酒造丞妻子家臣共に

三浦甚五郎

六十餘、境を越えて大館へ来る。何の訳なるを不知。同八月本國

正保元卯年餅田村御竿入当高二百石、家二十一軒、人九十五人、

す。

馬三十五匹、天保十丑年より伊太郎(肝楯の意味なるべし以下同

じ)

元祿八亥年南部八戸家中鶴形村にて人を残害す。召捕役人附添

慶安元子年外川原村御竿入木越村当高七十三石、家四十軒、人

境にて渡す。

九百三十三人、馬五十七疋、平助後五郎兵衛又五郎左衛門と改む。

御巡見使宝永十丙年分部左京、松田善右衛門、大奥寺平十郎。

大茂内村当高百二十五石、家四十軒、人百六十八人、馬三十七疋、

寛文七末年佐々又兵衛、松平新太郎、中根卯左衛門。元和元酉年

弘化四年より本役又吉。

保田甚兵衛、佐々喜十郎、飯川伝十郎、大葛金山御見分あり。延

茂内村当高百二十五石、家十六軒、人八十五人、馬三十七疋、弘

享三寅年卯原佐兵衛、布施藤五郎、久松彦右衛門。宝曆十一巳年

化元辰年より吉左衛門。

山口甚兵衛、細井金五郎、神保新五右衛門。

同年上岱野村御竿入当高百三十四石、家十九軒、人六十八人、

御国御目附

馬三十一疋、半三郎。

義格公御代元祿六酉年十月十一日

同年池内村御竿入当高二百十石、家三十四軒、人百四十二人、

馬四十三疋、和右衛門。

同年岩神村御竿入当高二十四石、家二軒、人六人、馬二疋、藤二郎。

宝永四亥年柄沢村御竿入当高百九石、家十九軒、人六十四人、馬三十四疋、文政十亥年より長右衛門。

宝永五子年大館打直御竿入打口大貫新左衛門、肝煎長太郎、四郎右衛門、御竿入係与宗兵衛、助五郎、御国替より三度目なり。

宝永五子歳より御国珍事大館珍事に書す。但慶長七年より宝永四年まで凡百六年の間は御国旧記に出す。十月より大錢通用。

京都大火なり。

宝永六丑年岩瀬村御竿入免四ツ成三ツ成支郷越山、蛭沢、田ノ沢、赤川、上岩瀬、代野、羽貫谷地、当高四百六十三石、家二百軒、人九百三十三人、馬三百二十四疋。

同年川口村へ御打直御竿入右同断免四ツ成より二ツ五步成迄支郷横岩、鳴滝、赤川、当高六百三十六石、家百八十四軒、人八百二十五人、馬二百七十七疋、肝煎本役兵左衛門、与三郎、弘化四年より本籍山田村当高四百五十六石家百二十五軒、人八百三十人、馬二百七十一疋。

四月十日綱吉公御他界。

同七寅年御巡見使細井左治右衛門、新井七右衛門、北条新左衛

門、六月七日当所御泊。御代官疋田太郎左衛門、肝煎長太郎、四郎右衛門。

宝永八卯年二ツ屋村御竿入当高二十九石、家六軒、人廿一人、馬十一疋、彦左衛門。

正徳元卯年根下戸村(支郷袋村)当高二百三十石、家四十七軒、人百五十六人、馬五十四疋、茂内村、大茂内村、池内村、宮袋村、当高二十四石、家五軒、八十八人、馬八疋、文政九戌年より三之丞三左衛門と改名、右五ヶ村御竿入免五ツ七步より三ツ成まで。小猿部の内品類村開発して七日市の支郷となる。

朝鮮人来朝あり。

同二辰年小釈迦内村へ御竿入四ツ成。

家宣公御他界御寿五十一。

同三巳年下代野村へ御竿入免四ツ成(大館町技郷)当高百三十三石、家三十四軒、人百五十四人、助之丞。

同年館ヶ沢御立林今宮大学御札立。

同四年歳長慶金銀出る。坊沢村支郷開発して三屋村とす。此年御用銀あり。百目太治兵衛、弥治兵衛、市右衛門、藤右衛門。五百目与兵衛藤吉。

同五未年屋形様(義格)御逝去御寿二十二。

天祥院殿東照宮百年御忌日光御法事。

享保元申歳四月三十日家継公御他界。紀州吉宗公將軍宣下。

同二酉年御巡見使有馬内膳、小笠原三右衛門、高木孫四郎通行。屋形様御旅館被為入有対面。同三戌年新銀通用。

江戸深川石地藏へ参詣群集す。

同四亥年朝鮮人來朝御用銀あり。

同五子年南部大地村の土民勘十郎と申すもの新沢へ鉄砲を打掛る。依て取押へ南部御境にて御渡。

同六丑年小猿部沢の内品類村支配市取沢小船木沢、右両沢鉛山初まる。七月に江戸より丹羽正伯葉草見分に下る。

同八卯年津軽様御通行早口川洪水にて同村御一宿。

享保十三甲年御用銀あり。雪沢村へ御竿入免三ツ七分より五ツ成まで。支郷小雪沢村、中羽立、大明神、水沢、茂内屋敷、二ツ

屋、黒沢、赤沢、当高百六石、家百三十三軒、人五百十六人、馬

二百七十一疋。文政七申年より小左衛門子供掬人兼帯川田小三郎小左衛門と改む。日光御社参あり。綴子村御竿入免四ツ八アより

下夕打口黒沢治右衛門。

同十四酉年九月二十二日大館肝煎長兵衛、丁代庄右衛門、長名

九郎右衛門三人入牢、肝煎同役久右衛門役御免禁足、

十二月十二日御免になる。御葉草取り安部友之進下る。

同十五戌年大館帳尻郷之内大茂内、根下戸、小立花。

右三ヶ村御黒印被下肝煎郷に相成、

同十六亥年当処帳沢村の内大茂内村、根下戸村、小館花村右三ヶ村御黒印下され肝煎召さる。

同十六亥江戸より御葉草取二階堂快庵回国なり。

享保十七子年大町郷藏。肝煎五郎兵衛へ屋敷共に売り払ひ川原町へ引うつる。

同十八丑年久保田御城御普請に付御分國中御用銀。銀五百匁松

坂屋武助、同二百匁長井清兵衛、同百五十匁信濃屋長左衛門、同百五十匁山城屋惣助、同百匁青山清七、大阪屋七郎右衛門、木村

八郎兵衛、布袋屋金右衛門。

享保十九寅年下町座頭鶴城ははね火を知らずして火を出す焼死す。

一本杉下より十子町、川原町、片山下まで普請出来大館様御覽。

元文元辰年二月十二日、昼下代野村久助火元にて七軒焼る。

同二巳年坊沢村伊勢堂の杉去年失火にて焼る。神木なりとて不伐今年枝葉生じて元の如し神明恵みの木なりとて参詣群集す。別

当此時賽銭を沢山に取る大徳院なり。

同三年旧冬より雪降らず前代未聞の冬なり。正月能登の国にて鱒網より鼠数萬上る。

同十一月三日夜九ツ過ぎ大工町より出火。大工町、柳町、新町、

中町、風呂屋町、馬口旁町とも不残。大町、東側市兵衛より青山治七まで焼失す。

元文四年奥州仙台へ五月異国船漂泊、岡見織部仙台へ遣はさる。

同五申年松木村吉右衛門御収納取込欠落人相書廻る。

寛保三亥年三月十三日昼七ツ時鍛冶町安兵衛火元にて鍛冶町無残大町三ヶ一新町三ヶ二合はせて八十九軒、御足輕町無残。浄心寺、蓮莊寺類焼。隣家十郎兵衛火元論あり。

延享元子年遊行上人通行八月十五日御宿青山清七。馬五十疋、

人夫五十人。御馳走役吉川七郎左衛門小田内助右衛門。

延享二丑年吉宗公大御所様と申し奉る。

家重公將軍宣下。八条宰相様御姫様松前へ御縁組にて当所御通行人足百三十六人、馬五十疋。

同三寅年三月二十六日田町七軒焼る。四月二十七日の刻に大町權助火元にて東側仁兵衛より五郎兵衛まで、西側は田町弥右衛門より大町文左衛門まで七十軒焼る。但し借家共。

同四卯年御城より町々へ水札を御渡。

寛延元辰年四月十五日田町十五軒焼る。雪沢村掬人重右衛門、葉、葉掛桐油程の蒔を取り上る。

宝曆二申年七月朔日昼九ツ時より八ツ半まで大雨しやあられ降る。田畑へ大きに障る。

同五亥年五月二十六日大洪水。御用銀二十貫文新七、十四貫匁新右衛門、四貫匁嘉右衛門、一貫匁つづ金石衛門宗助八郎兵衛。

同六子年御境奉行梅津善七郎回山にて矢立峠御境杉植うる。

同七丑年久保田御家中騒動。五月二十日大館様御上り。三月二十日釈迦内村出火四十八軒焼失火元小右衛門。

同八寅年重右衛門御奉行、一本杉稲荷正一位御任官。御野帳字処に有之郷中由緒もある事故初尾上る。

同九卯年御国目附安西彦五郎、建部荒次郎秋田御着。

同十一巳年御巡見役榊原佐兵衛、布施藤五郎、久松彦左衛門、

御附添真崎五郎右衛門、太田蔵之丞。

宝曆十二年芦田子村御竿入。当高五十六石、家二十五軒、人百二人、馬四十六疋、天保六年十二月より三太郎。

同十二年大館御打直御竿入。打口伊藤儀右衛門、肝煎五郎兵衛、嘉右衛門四度目御竿なり免五ツ成四ツ成。

明和元申年六月九日扇田町の内馬口旁町門の際より新町まで三百軒焼る。九月二十日下夕町清左衛門火元にて五軒焼ける。

同二酉年御馬札御書替になると久保田へ上る。中田孫兵衛火元にて武石伝左衛門両家焼ける。若殿様久保田御登。

同三戌年御用銀度々指上候に付御高五十石新七。三十五石新左衛門へ明亥年より下さるとの御沙汰。

同四亥年七月二十二日田地虫付に付き祈禱寺方無残。夜中惣名並に町々家毎に人指出し太鼓を打つ銅羅鉢を鳴らして田面をかけ廻り虫追する。

明和六丑年四月二十九日夜九ツ時馬口旁町大阪惣左衛門宿屋久吉火元にて同町中町新町は半分大町柳町共焼失。為御救一人に付一日二合五勺づつ五月二日まで下さる。

同七寅年七月北天赤し。

安永元辰年江戸西御屋敷焼失。此年始めて二朱金通用。此金出で大に米高値に相成る。同御用銀十三貫匁餘当所指上仰付けらる。

安永六酉にて米〇百匁なり。正月大館御組下御番所一件惣組下三年閉門する。

安永八亥年小館花御竿人、免五ツ五分より四分、当高三十三石、家十二軒、人四十四人、馬十三疋。

同九子年岩瀬村伊多波武助千石の侍となる。疱瘡流行。

天明元丑年羽州秋田大館町二ツ屋小十郎悻十五郎と申者甲州にて人をなやめ御附届にて御糺になる。

同二寅年信州善光寺廻国玉林寺へ舎り参詣群集す。御用銀二千貫匁文作兵衛、八右衛門、新左衛門、金右衛門、太郎八、新八なり。

同三年御城組下三丁一件。久保田出火。大飢饉津軽より人多く

入り来り死す。米一升百五十文市街に死人あり。悪疫はやる。この年萬作とて小豆に似たるもの降る。

同四辰年御家中大騒動。極楽寺にて斬罪五人入牢。大開村崩れ古き家出る。

同五巳年六月十日津軽より御使者。大館御組下奏者を勤む。宗福寺に優曇華の花見物群集す。

同六午年御城の堀にて蛙合戦六七ヶ日間なり七日目朝黦しく死す。愛宕富札突。一本杉口を抜け五丈程堀れる。

同七未年天下一谷風角力立つ。木越村に怪物出て岸八郎右衛門引目を射る。義太夫三絃大いに流行地芝居立つ。

同八申年御巡見使藤沢要人(新七)川口久助(作兵衛)三枚十郎兵衛(新左衛門)御附添御案内沼井典膳。はさみといふ病はやる。

寛政元酉年川原町七月七日焼け。蓮莊寺にてラマ達といふ盜賊を捕へる。

同三戌年御城内室様御逝去。御立神杉より煙出る。獅子森狼狩り。山田村へ御竿入、免五ツ五ア三ツ成。

同四子年津軽様大館御通行あり。十月三十日柄沢稻荷御帰りとて狐火つづく。

同五丑年片山村へ御打直竿入二人御竿。当高二百三十五石、家

五十一軒、人百七十一人、馬四十九疋、支郷立杭村。

同六寅年屋形様小繫村まで御渡野天神御参詣。三月二十二日田町軒焼。大暑なれば石の上にて大豆置帯する。十二月二十八日大地震。南部百姓起り盛岡へ詰める。

同七卯年江戸より阿仁銅山見分として兼石直六。池田孫六兩人下る。郡方始まる。御学館立つ。

同八辰年愛宕山大神楽あり。大阪より三つ切大夫国太夫下り、寄せ三日盆七日になる。八月一日祭礼四丁になる。

同九巳年二度正月迎秋正月の式をなす。雨続きにて馬口旁町井戸出来る。下神明堂へ入替芝居二度立つ。

同十年御城呉天といふ茶道自害す。大洪水にて下夕町通焚出にて舟にて質屋株御渡。一心院撞鐘を鑄る。

寛政十一未年下神明堂御神体下る。

享和二戌年下大野村大工親へ孝心に付生涯一人扶持附置かる。

中山治兵衛孝心に付御賞下さる。

同三亥年御用銀あり。浄心寺〇〇の位になる、天文方伊能勘解由国の道法測量。大町市左衛門閑居生きながら棺に入り死す。

文化元子年南部肝取りありて一国騒動。塩越大地震にて人多く死す。大館土蔵いたむ。江戸太郎稲荷はやる。

文化二丑年花岡一件。御国へ二朱始めて入る。花火にはやる。

山田村畑より色々の焼物出る形車の細工に似たり。

同三寅年四月中頃天赤く月共に朱の如し。江戸大火三御家数焼る。天徳寺隠居大館にて死す。川原晚鐘鑄るとて火を出す。四月二十一日夜宝泉寺借家卯之助火元にて無残宗福寺。玉林寺共類焼死三人土蔵二十一焼ける。三十日ヶ間駅場は釈迦内村より川口村まで。大木火を放つ、仏閣社堂雷鳴杯の流言さし留御触れ。同四卯年能代にて異国の船見ゆる。松前御国〇すさまじく通る、松前オロンヤ騒動加勢通行。大館雷一度に二三ヶ所に落つ。遍照院杉大町橋際。松前一門礪崎時松母死す。宗福寺に葬る。八月十九日江戸永代橋落ちて人多く死す。

同五辰年南部二十萬石になる。会津御加勢通る。北原采女、内藤源助、三宅孫兵衛三方なり。江戸御役人村上監物、山岡伝十郎通行。備前女歌行脚書置をおき往来宿にて死す。黒石始めて通行三十郎といふ。白昼松木道に龍降る。長根山松木に鉄砲地雷火あり。

同六巳年八戸鯨百餘上る。南部女肩を取る触あり。小畑村の者狐の真似するに依て捕はる。御渡野九月九日御本陣浜松新七翌十日御発駕。大館様古内御〇組教校共御目見え成され。玉林寺本堂建つ。

同七午年大館馬口旁町一件御代官三人水谷八郎右衛門、舟坂慶

藏、高畑運藏立会取扱済。星月に近寄る。山館野馬たつ。大水処々鍋破れる、八月廿七日大地震男鹿四ヶ村つぶれ死人多し。堤普請人足御割合被仰付。十一月二十一日貞明院様御逝去。

同八末年法然上人五百五十年忌、親鸞上人五百年忌にて浄応寺音閑あり。慧星西北の方に出る。金坂にて異れる獣を獲る。大きき生れ犬のくらゐる毛二寸ぐらゐなり。

同九申年対馬まで朝鮮人来朝。江戸にて金網にて金仏上る。五月七日大館学校付火にて焼る。江戸筆吉といふ女太夫のよせあり。大角力立。郷藏建直し。津軽様御病氣大館に夜お泊り御国元へ行もどる。

同十酉年御隠居様久保田より御帰。江戸将棊五段一步並川村大吉来。青柳といふ元扇田にて勤めせし女夫に切られ死す。坊沢にて正月生れの子五月歩行す。津軽在伊之助といふ者飛ぶが如く岩城山に登る不思議なり。

同十一戌年久保田より下筋十一ヶ所焼る。御学館高橋専右衛門にて建、越後村上百姓一揆。七月十二日大風稲損す。安土兵市郎密道の為人を害す、久保田へ引かれ殺さる。松前奉行服部備後守様通行。玉林寺五十石になる。利膳姫様加賀様へ御縁組。

同十二亥年日光二百年忌。宮方近衛様東御門跡江戸へ御下り、御

名代伊井掃部様。御国より井口亘上下五十人にて御代参を勤む。頂礼寺大頭になる。秋米一升に付八十五文。屋形様御逝去。去七月八日、五月二十三日扇田焼失天樹院殿御逝去。江戸大風。豊年八月迄単衣着。正月門松に実なる。五月甘露降る。

同十三子年扇田祭礼五月十二日と同じ角力芝居。大館御隠居様(義種)死去。宗福寺に葬る。

同十四丑年(御即位今百二十一代)御東山城様上京。御国替あり奥州棚倉遠州濱松肥前唐津、右三方なり。御役屋建六月洪水。黒石様三度御通行。仙北三朱偽銀鑄る。男勝田村より古家出る。久保田一向寺の狸大館蓮莊寺娶入とて大に騒ぐ。

文政元寅年豊年。大曲。横手焼る。南部御一家苗字下さる。白石乙二来る。越後よろひ潟十八萬石開発。寺内五百四〇座頭初心羽織御免。一心院富突。兵庫のものオロシヤに捕はれ其の帰り大館に廻る。二歩金通用。三月十二日当処より十七人上京す。

同二卯年御国替六ヶ国ありといふ沙汰あり。能代白粉や惣兵衛といふもの五人斬る三人死す。横手組下騒動は九十人久保田へ詰る。大館御屋敷一件御家老衆三人退役小場小伝次来る。八龍湖濁る。十二月二十五日江戸御屋敷焼る。染屋一件商人御阿吡養子御執行。

同三辰年加賀様参勤。十七年御免神道うつる。南部様御死去。

前小屋屋敷の七倉再興。佐藤権藏屋敷杉へ落雷、新町金十郎川にて死す。米一石二貫二百文。御用銀被仰付。

同四巳年三月十七日夜大風。四月大洪水。十七日下夕町へ焚出す。津輕様へ南部にて伏兵を置き待伏せの注進あり。横手様御逗留。津輕より御迎へ総勢八百人にて岩館御境より御入国。御国御目付丹波五左衛門、三浦甚五郎御下向御附添益田治右衛門、関口半助、蓮沼仲、六月十六日十七日御境矢立峠御見分長走大雨雷敷所へ落る。

同五午年閏正月始浦辺より片山下へ倭雪とて大は白の如く小は提灯程にて降る。二月一日北の方すまじき音地に響き地震の如し、雷にもあらず後の評に曰ふ嶽くづれしなりと。

松前様奥州梁川より五月本国になる。松前奉行夏目左近將監様奥州筋御帰府。非常の旱にて四月中頃より六月二十日まで小雨三四度ならで降らず。阿仁吉田村にて頭二つある馬生る。去年津輕様を待伏せし南部浪人下戸前秀之進、関良助江戸にて召捕られ御仕置になる。当所殿様湯沢様御座濟にて八月御出府十二月二十六日御帰。檜山御屋敷十二月朔日焼ける。利瑛姫様御逝去。

同六未年肝煎石田助右衛門三十一個年相勤に候付御袴下し置かる。長名丁代順席一件御取極下され度双方より願差出す。御家老梅津与右衛門様御死去鳴物御停止三日仰渡。三月二十四日夜九ツ

時小左衛門火元にて五軒焼失久之丞助四郎斗り残る。殿様御出馬あり。久保田宝鏡院御院家並仙北男鹿真言寺遍照院へ来り伝法観溝の御祈禱、五月一日よりあり近村近在より参詣群集、二井田村一ノ関氏の縁板へ一丈餘の蛇形を写、板を内神へ納め見物夥し、紙へ写しお上へも上る。八月二十四日より二十六日大地震度々、南部岩鷲山麓つぶれ家多し。中村舎人御注進にて畑地へ新丁建申度願御聞届無之由。

同八酉年御城御隠居様瑞明院様(義種の妻)二月十日御逝去。同十七日久府より御下知として泉惣右衛門一件、親類泉政之丞半知御召上。平塚高久閉門、泉運吉御追放。於御郡方二千四貫文銅御無尽、両比内御企。阿仁中比内の二千五百文銅の由。田町後岩作田地へ鯉池立、鯉津輕より来る。足輕御棺一件三月末左膳様勘ヶ由様御出、四月廿八日出府の足輕二十人御召上南部津輕御追放になる。四月扇田二十軒焼失。中村舎人御注進新地屋敷割濟四月十七日屋形様御入部。

同九戌年二月十八日御小人指引不意に新山矢八郎召捕手錠にて上る。三月二十八日港四百軒餘焼失。同廿九日昼より暮まで久保田千五軒餘焼失す。四月七日津輕様御参府。五月六日御城に於て俊様(義種の女)御死去。御城にて取逃無尽始まる。一郷備取逃無尽於御後屋五月七日会合にて始る。下谷惣左衛門取之鯉二千

餘上る。矢八郎御城金子盜難に落入、御物頭御目附御檢使にて大館引廻し片山野にて斬罪に行る見物群集。七月夜白毛降る松嶺山より曇り盆中より九月まで雨降る。二条様御使隠岐播摩守様南部へ御通行。西来院舞句御免御ふれあり。

同十亥年三月黒石様御参府富所御泊り。一橋儀同様御逝去。屋形様御下国。五月十六日御善城津輕様懐一件に付御閉門、津輕にて他領のもの無残相払、当処へ大層入込。南津輕御国御境の儀に付十二所花輪へ双方御城下より御役人春より詰合。五月葛原堤築立御普請あり。池内村萬助百歳に相成二人扶持拝領、餅米一斗自らお上へ差上る。屋形様岩館まで御渡野。能代御祭祀眠り流御上覽あり。

同十一子年冬廐調にて御目附御兩人村々相廻る。上野御靈屋御普請御用仰蒙に付人指出御用銀併に御高割銀共仰付らる。御城へ御上使小村弁之助来今年より五ヶ年御省略知行四六おかりあけ。九州大地震大洪水、死人夥し、田畑大に損す。越後三条地震つぶれ家あり。御省署北殿重々仰付らる。公儀の議に付町々寄合あり、玉林寺に百両富札あり。米相場四貫七百文なり。

同十二丑年三月廿二日江戸大火長一里幅二十町御大名五十七家御旗本大小にて二百三十四軒町家一萬六千五百八十六軒焼失。五月二十三日二井田村三十二軒焼る。同二十六日根本群助焼失。今

春より米高直一石五貫七八百文くらる。七月六日七日本市日になる他町店出お指留。古内藏人様久保田へ引移る。岩沢作兵衛へ省署仰渡さる相背候に付久保田へ才足親類付添数日逗留致、八月九日御過料百貫目仰付る至急御呵。

天保元寅年久保田にて天変大菩薩の遷宮にて御國中修驗集る。沼田某父子久保田へ登る火箸一件あり。五月廿九日御物頭根本清兵衛同役吉成大夫に斬らる即死。六月四日雹降る。七月七日近藤三治御歩行佐藤定五郎に中城にて切られ屋敷に帰り翌八日死す。向町にて間男有之女房共に切らる急所に無之共に助る。八月大洪水津輕にて家流れ騒動す。浜松新七苗字帯刀御免二人扶持拝領。

同二卯年春中出火小豆沢、藤琴、糖沢、山館、池内と之有申候。二月松前蝦夷地へ英吉利船来て騒動す。小国忠平糖沢村にて変死す。六月廿五日丑寅の間に大に鳴る。御城左近様今宮へ御養子。表趣様松前様へ御養子。七月三日風呂屋久兵衛井戸にて三人死す。屋形様御渡野御城にて二夜お泊り、鯉池へも被為入。四日十二所町へ御通行同十一日御帰城被遊候。村々より為御札出府当町より岩沢作兵衛。

同三辰年十二所様三百石御加増。正月廿五日義宣公二百年回忌。大阪出陣に面々出府内町より平塚兩家宮崎大越登り候。御扱芳賀仲負病死御代り熊谷環被付仰阿仁常川一件あり。四月長面村川原

にて山田渡貞九郎と申す者女殺害致。

今年津軽様お登り黒石様お下り。七月光もの飛ぶ。五十目在にて金五十兩盗取られ。新町伝治髯弥吉召捕られ当町へお預け小走九兵工宅にて逃げ尋ね方大騒動する。玉林寺の受戒在第三百八十人餘。四月十九日十二所畑かせぎもの二人留死す。四月廿一日未申の方へ光り物飛ぶ。御扱芳賀仲負雷死す。

同四巳年御城様若殿様婚礼御整ひ被成置候。御境の儀に付益田治右衛門、鈴木弥生、淀川市蔵共南部盛岡へ行く。前代未聞の大凶作毛引九歩より九歩五に至るお引下され候。当処は八歩下され候。米おびただしく高値なり。富田治兵衛御回在御用銀被仰付米に相成り人別取調。

同五年年人別飯料お取調、夏米値段一升一貫二百文まで致。津軽へ参候乞食お引もどし。久保田より町役来る当所より御城下庄屋伊左衛門罷越候。仙北筋騒立つふし家あり御西家にて御出張お取鎮被遊候。御支配大繩新左衛門になる。二月柿崎十一軒やかる。

御回米来る。屋形様仙北へ為入れお供腰兵糧にて歩行。

同七年御省略被仰渡、大滝村永吉夫婦三月廿日夜中横死、貯金粉失、十二所町々申とも召捕られ郷中預。

同七年御召立人数二月五日久府にて御札相濟。二月下旬大風

関東つぶれ家あり船大いにいたむ。三月廿六日花岡村二十四軒焼失根井宮社木共に不焼るは不思議なり。同二十八日大葛金山二十軒やける。三月御用銀被仰付。雨雲送りとて上方より送物来る。甲州一揆蜂起。仙台、南部、津軽、不作。十二所へ御上使御隠居にて御次男家督になる。隣国乞食莫大廻る。

同八酉年南部盛岡押寄せ人数二萬五千人程花巻附近より参り候由八幡馬場へ被物焚八戸一戸皆押寄せありし由、関東筋騒動。四月四日御足軽市左衛門小屋土蔵共にやける。江戸御碁座二段中村亦三郎来て当所にて芸稽古立。五月八日落雷片山にて女一人即死。十一月鑑姫様御誕生。

同九戌年より来寅年まで五ヶ年御省略あり。徳川刊部郷様御逝去。御支配泉藏人御判物御書替御用江戸御登。江戸西の丸焼失。南部盛岡やける、津軽やける。二井田の高村、岩瀬の古川、早口中信田やける。

御巡見使黒田五右衛門（お宿作兵衛）中根伝七郎（お宿新七）岡右近（お宿清兵衛）五月十九日お泊、津軽へお廻り。

豊前様九月十六日御逝去。御支配泉藏人お役御免小貫藤七郎お代り被仰付。家口取調被仰渡候。津軽様お泊り十月十七日夜八ツ頃着翌十八日昼時お立。安井幸八郎、石田徳十郎、津軽へ御用立にて行く。

同十亥年御抜関世藏当町にて御死去。津軽御隠居様黒石本家へお直り大隅守と改御入部。御境口旅人お調厳重。屋形様お下国に

少将の御装束にて御社参御仏参。長井久右衛門お召捕になる。九月日景儀三郎酒犯の為に安士為助へ慮外にて斬られ急所に無之助かる。

御売米被仰付。西ノ丸赤銅赤銅瓦献納に付御高割銀被仰付御郷役銀八百人替にて被仰付。

同十一子年正月七日御霊屋御門にて三之助於松心中あり。横手御物頭山方兵庫久保田芸者と心中。戸嶋村肝煎慮外致御代官に斬られ即死。久保田亀山にて慮外者斬られ即死す。

同馬口労町駅場役人慮外召捕られ入牢になる。津軽大隅様お登同出雲様黒石へお下り。一日市豊岡六郷やける。正月お台様御逝去。八八晦日御前様御死去。九月廿七日暁独鉆町四軒やける。仙洞御所津軽様大館様へ馬送る。

同十二丑年庄内様お国替。大御所様閏正月三十日御逝去。津軽様四月十四日御下向の節お城より去年馬送られ候為お礼安島良八お使者にてお菓子を送られ候。御城お姫様角館へ御縁組にて御引越。四月二十五日佐賀東馬狩野与十郎へ切かけ東馬自害即死。庄内お百姓御国替三萬日お預りの沙汰江戸お役人替りて騒ぎあり。当所十月芝居あり。御前様因幡鳥取様より御縁組にてお触れあり。

十二月十七日屋形様御大病にて驚人。同廿七日夜田村要兵衛家焼失御郷後一貫文。

同十三寅年二月十一日山田村二十八軒焼失。同四日石田宗右衛門、浜松新七、藤島嘉左衛門、長井嘉左衛門上京。四月二日阿仁小沢無残焼失。同十四日津軽様お登当処殿様より熊の皮障〇に進す。戸島御役屋焼失大公儀より品々御省略被仰渡有之候、於江戸因幡様より被為入候御前様七月十八日御婚礼否や御病氣にて八月九日御逝去御曹司様御名治郎様と奉称。駅々へ御役人被居置人馬御改に成る。去年中より久保田御殿御普請にて大工登御省畧密御調に成る。諸色十三倍増になる貸利足一步に仰渡になる。

天保十四卯年御曹司様へ松平土佐守様御息女御縁組の御触あり。二月西より東南の偶へ練絹の如き白氣立。琉球国へイギリスより押寄あり薩摩へ加勢を乞ふ。三月二十六日晚下ツ下刻大地震。四月廿一日五ツ時沼館村十四軒焼失。同廿四日夜より廿五日朝迄久保田二百七十六軒焼失。甘酒姥来るとて大にさわぐ。長崎高島四郎大夫騒動。松前馬取組にて日景伊左衛門。アマ彦と申すもの肥後国に物言行を瀉して病を逃げると。水野越前守様御役御免騒動。四月公方様日光御社参。大阪御用銀被仰付。

弘化元辰年江戸探調津軽にて贖金の困人召捕旧臘より当所にて逗留二月江戸表より御出役兩人下る困人御引付になる。水戸にて

寺々をつぶし死人通り判粕田長走村役人御呼出にて登る。五月十

安土三左衛門

日江戸御本丸御炎上女中多く死す。七月十日大洪水下夕通へ焚出

大館給人槍の上手にて近国に名高し。

す。津軽流家多し。阿蘭陀船長長崎に来るとて上方筋騒ぐ。粕田

村へ捨札立濱松一件十二月三十日大風つぶれ家あり。

小林徳兵衛

弘化二己年去辰十二月弘化と改元。同晦日江戸上屋敷御長屋一

扇田の人家富みて菩提寺大寺を建て一向宗徳栄寺といふ。

棟御焼失。今年より伊勢内宮御○益谷太夫下向。当所肝煎石田宗

右衛門苗字御免。江戸探調方藤次郎豊次郎当所に逗留。南部花輪

宮野伊兵衛

町政吉御召捕御注進立。五月御出役小林平十郎、大沢藤九郎下向。

綴子村に住す文学を好み近国に名高し富みて京都に上り学問す。

南部御備御城徳治様御縁組御引越。仙北筋処々焼失。旅もの御払

御国替六ヶ処の沙汰。大鳥と中島御下し。

般若院

綴子村の修験者にして一派に名を揚ぐ。

比内に名を上げし人々

村 柏

恵如法印

南部様御兄弟の内にて遍照院に出家せる人なり。

氏なり。

大館の住人畫を好みて相応の畫家となる今も残る。御家中小高根

大高十郎右衛門

伊多波武助

秋田城之助家中浪人して扇田村に住居し其孫富を出し米白川より

伊勢の松坂より出て岩瀬村頂ゲン山稼が国中第一の富となる後に

水を上げ田地開發して大高持となる。

千石の侍となる(後又五百石)

義 超

大館の大工清六家内より出て城下一乗院となる。

慈 嚴 和 尚

玉林寺十五世後に天徳寺にうつり其名国に鳴る。

活 都

大館の住人琴に心を寄せ国一の上手となる。

嘉 六

坊沢より出て細工に妙を得江戸に上り御大名七家へ御出入駕籠にて往来す。

根本 清兵衛

不肖より出て後六百石になり久保田へ引越（文政十三年吉成兵大

武 田 甚 助

夫に被殺害）

十二所給土城下へ引越教授になる。

関 彦 惣

大館給士将棋に名を上げ江戸将棋三段の位となる。

山 田 力 之 助

江戸将棋四段の位御国一の将棋師となる。

桑 弓

坊沢より出て角力となり江戸に上り東の関後に白川といふ。

武 石 貞 之 進

大館給人槍並に諸芸に達し近国に名高し。寛政享保の頃文化の初は老年隠居。新沢村小左衛門と共に大力の名あり。

嵐 山

一心院より立て良風にうつり六字の名号を書て一ヶ年一度つつ京へ上る。

附 録

大町は元荒町と言つて百姓住居して前に雑木ありしが、延宝の中頃此町へ商家をうつして大町と改む。金谷弥治兵衛屋敷は大福院御釣よりうつる時住せしとなり。此の時前に槻の大木ありしといふ。

秋田家の時南部と不和にして、ある時南部より大軍を發し信直自ら大館の城を攻む、守將軍慮尽き討死す。

南部より北左衛門を此桂の城にうつせし時日市を始めしより次第に繁昌して、御国替以後は上方中国より商人来り、やぐら兩所に掛け日本三ヶ所の市なりと、近国遠方より入込み大館中人ならずといふ所なしといふ。

享保の頃大館にて貸方する面々

高久監物	中田孫兵衛	武田長右衛門
平塚主税	根本清兵衛	下 遠 多 門
大沢奎之助	御足輕町	佐藤弥右衛門
大 町	金谷弥治兵衛	馬口芳町
		長井伊右衛門

下夕町 石田徳右衛門 川原町 石田助五郎

苗字帯刀御免拝領物人数

石田(徳右衛門事) 太郎左衛門後隠居雲鶴

御郷校御用勤。其外

郷中諸事御用出精、数ヶ年相勤候に付勤功恩召、寛政七卯年より為御賞生涯五合三人御扶持下さる苗字帯刀御免

石田助右衛門後隠居南長

寛政十一年より苗字御免文化五辰年より肝煎一人勤になる。

岩 沢 作 兵 衛

文化三寅年御備靱千石奉指上候に付永々二人御扶持御郡方より下置かる。御紋付御袴拝領苗字帯刀御免。

石 田 宗 四 郎

文政十一巳年肝煎本役被仰付苗字御免。

高 橋 専 右 衛 門

文政八年より御旗本近進並に御取立。

文化十一戌年御郷校新規御普請指上候に付為御賞御紋付御。袴永々五合七人扶持拝領苗字帯刀御免川口開発悉皆手前物入にて三十石辛勞免下置かる

長井文吉 高橋清兵衛
飯田長右衛門

天保四巳年凶作の節金銀指上候に付御賞下し置かれ候人数なり。

石田 新左衛門

文政五午年改大館家郷肝煎高屋敷人馬の数

文化三寅年御備糶千石奉指上候に付永々二人御扶持御郡方より下置かれ候御紋付御袴拝領苗字帯刀御免。

小館村 御竿安永八亥年 九助九十郎と改名

三井 与五左衛門

当高三十三石餘、家数十二軒、
人数四十四人、馬数十三疋

木山方御藏元四ヶ年相勤候に付勤功恩召され文政二卯年より生涯苗字御免文政七年申八月病死同八年同姓清兵衛に引継苗字御免。

片山村 御竿寛政五丑年

治兵衛 天保十四卯年度より再役

浜 松 新 七

支郷立杭村当高二百二十五石、
家五十一、人百七十一、馬四十九、
御竿正徳元卯年

文政十三年寅年苗字帯刀御免になる二人扶持永々拝領被仰付毎度御用銀指上候御証文の外此度銀十貫指上御本陣数ヶ年相勤候功を以て下し置かる。

弘化三年より甚兵衛子供○役
栄助 同四年本肝煎仰付らる甚兵衛と改

原甚内 藤島長右衛門

支郷袋村当高二百三十石餘、

長崎萬太郎 太田見金右衛門

家四十七、人百五十六、馬五十四、

岩沢作兵衛 明石佐助

川口村 御竿宝永六丑年 本 兵衛左衛門

高橋文右得門 石田孫市

弘化四年より本席 役 与三郎

支郷 横岩、鳴滝、赤石沢、

当高六百三十六石、家百八十四

人八百二十五、馬二百七十四

山田村

弘化未年本席 善松と改彦市

当高四百三十六石、家百二十五、

人八百三十、馬二百七十五

岩瀬村

御筭宝永六卯年

天保十二丑年より見習 豊吉

支郷越山、蛭沢、田ノ沢、赤川、

上岩瀬代野、羽貫谷地

当高四百六十三石、家二百

人九百三十二、馬三百二十四

外川原町

御筭慶安元子年

五郎兵衛又五郎左衛門と改 平助

支郷木越村 当高七十三石、家四十

人九百三十二、馬五十七

大茂内村

弘化四年より本役 又吉

当高百二十五石、家四十、

人百六十八、馬三十七

茂内村

弘化辰年より

吉左衛門

当高百二十五石、家十六、

人八十五、馬三十七

雪沢村

御筭享保十三年

文政七年より小左衛門子供扱人兼帯

小三郎小左衛門と改

支郷小雪沢、中羽立、茂内屋敷、

大明神、水沢、二ツ屋、黒沢、赤沢、

当高百六石、家百三十三、

人五百十六、馬二百七十一、

下代野村

御筭正徳三巳年 助之丞

当高百三十三石、家三十四、

人百五十四、馬六十五、

此村大館町支郷

上代野村

御筭慶安元巳年 半三郎

当高百三十四石、家十九、

人六十八、馬三十一

芦田子村

御筭宝暦十二年

天保六年十二月より 三太郎

当高五十六石、家二十五、

人百二、馬四十六

餅田村 御筭正保元卯年

天保十二丑年より 伊太郎良助実弟

元祿七戌年改大館給土百石以上面々

当高二百石餘、家二十一、

人九十五、馬三十五

一、二百五十石

泉 左 右 衛 門

池内村 御筭慶安元子年 和右衛門

当高二百十石、家三十四、

一、百六十石

高 久 監 物

人百四十二、馬四十三

一、百五十石

田 村 重 助

柄沢村 御筭宝永四亥年

文政十亥年より 長右衛門

一、同

岸 三 右 衛 門

当高百九石、家十九

一、百四十石

中 田 与 左 衛 門

人六十四、馬三十四

一、百二十石

横 山 久 右 衛 門

岩神村 御筭慶安元子年 藤三郎

一、同

小 林 伊 織

当高二百四十石、家一、人六、馬二

一、百 石

大 沢 主 水

宮袋村 御筭正徳元卯年

文政九年より 三之丞三右衛門と改

一、同

青 柳 喜 兵 衛

当高二百四十石、家五、人十人、馬八

一、同

近 藤 奎 之 助

二ツ屋村 御筭宝永八卯年 彦左衛門

一、同

高 久 瀨 兵 衛

当高二百九十石、家六、人二十一人、

一、同

佐 川 十 右 衛 門

馬十一、

一、同

泉 惣 右 衛 門

青 柳 正 太 夫

沼 田 久 右 衛 門

享保十七子年改御家中五十石以上面々

一、二十石以下

三十一人

御扶持方

一、百石

前小屋伝右衛門

一、六十石

小山権右衛門

一、同

小倉新兵衛

一、五十石

佐賀善兵衛

一、百四十四石

黒沢又兵衛

一、百十六石

中沢孫太郎

一、八十五石

江幡藤治右衛門

一、七十七石

羽生縫殿之丞

一、七十二石

狩野与十郎

一、五十五石

下遠多門

一、五十石

山方蔵人

一、三十石

医者二人

一、五十二石

宗福寺

一、三十九石

遍照院

一、十八石

一心院

一、九石

千手院

一、十二石

宝泉寺

一、十石

蓮莊寺

一、三石八斗

観喜院

其外

一、四十九石より四十一石まで

七人

一、三十九石より三十一石まで

十七人

一、二十九石より三十一石まで

十五人

諸
色
書
留
帳

例

言

一、「諸色書留帳」は大館市釈迦内、加藤庄一氏所蔵の文書である。半紙二ツ折、タテとじ、表紙のほかに本文五十五枚。

二、加藤家は旧釈迦内村で代々肝煎の家筋であった。当主の四代前の祖、文中にもたびたび出てくる庄左衛門という人が、公文書の写しや見聞したことを書きのこしたものと思われる。

一、天保四年から明治五年までのことが記されているが年代は順不同になっている。

一、文書の末尾六枚は太政官布告（明治四、五年）の写しで、紙面の都合上省略した。

一、解説には大館市史編さん委員会事務局が当たったが、難解な箇所が多かったので、市史編さん専門委員田山久氏にお願いして空白を埋めていただいた。

覚

一、天保四癸巳年大凶作ニ相成 翌午年ニ至リ人死事数不知 已
年前ニ以不作打続候

一、天保八丁酉年五月廿日 御巡見様御下向ニ付 当处御通ニ御
座候

一、嘉永二巳酉年五月廿三日 御国御日代様青木新五兵衛殿 本

田主税殿被仰付御下向ニ付矢立峠迄御通りニ御座候

一、同年六月廿四日 遊行上人様津軽碇ヶ関方御出立被遊 白沢

村ニ而御昼处 御札拝領仕リ諸人御参詣致候

熊野大権現様御尊格子ニて御廻国御同道被遊候

一、今度御分国中室見数取調ニ付 酒造方斎藤政右衛門殿 吉田

嘉右衛門殿 吟味役大嶋義助殿 御勤中ニ吉田嘉右衛門殿 御

手代式人 上下三人御廻在被遊室見数取調形左ノ通

内而行間七尺 同梁間六尺一寸 同高サ四尺一寸

右之通り相調申候 次ニ近年糶本米可書出趣被仰付候故子年以

前申年秋方酉ノ夏迄ノ間三拾八石五斗戌年秋方亥ノ夏迄ノ間御

毛見作ニ相成候故三拾老石也 右之通り書付差上申候 実成本

米壹ヶ年ニ七拾四し五石斗り宛入申候 翌丑年御廻在之御 御

株札御書替ニ相成御役銀三拾八匁ニ罷成候 子年取調ノ節大抵
室見数取つめ申候

嘉永五壬子三月十一日調

一、文化四卯年取調御株札書付左之通

右者年中糶触売共ニ商売可致 但糶屋有之村江者擔売可為停

止者也

此御役銀三拾老匁也

一、安政三辰ノ六月廿六日 実相寺突鐘御引上ニ罷成申候 突鐘

之年号正徳年中也 当村肝煎庄左衛門代健立

一、安政二卯年十月二日夜 江戸大地震 家潰れ大火ニ而人死事

数不知

一、同年ノ御国御役人様松前蝦夷地ニ詰替

一、安政三辰年七月中旬方昼夜ニ四 五度宛十四 五日之間地震

不止

一、安政四巳ノ六月十六日 松前御家中藤林重治最上尾花沢御用

ニ相詰此度罷歸り候处当駅ニ而鎚ニ而自害仕当所墓ニ仮葬仕其

後松前ノ子供参リ火葬ニ致し持参致候

一、商人留村肝煎久太郎手習子同道ニ而釈迦内村へ参候处 道辺

ニて両頭之蛇を見申候 其後久太郎女房共ニ老日之中ニ式人死

去致候 両頭之蛇を見ば悪しき者也

一、安政元甲寅年 公儀御役人様水野庄左衛門殿 矢口清三郎殿

河津三郎太郎右三頭御證文長持三竿持参仕り松前箱館へ相詰候

一、安政三辰年 江戸大火にて 家飛諸物飛ひ 野鳥死候人多く

死候

一、安政五年八月上旬旬日幕星毎夜北ニ出候

一、同年午八月 仙台中三好武三郎松前蝦夷地へ罷歸り当所御

通ニ御座候

一、安政五年年 当所釈迦堂六百回忌大講摩あり

一、文久元辛酉年 御国屋形様御渡野被遊候処格別之御儉約被成

置御人勢不足ニ致し御道具御鎧物等一切御持参為致申間鋪候

一、文久二戌ノ八月初旬麻疹流行候処聞八月末迄ノ内諸国共無残

相煩ひ人多く死候 麻疹煩ひ人風を入熱を覚し事大ニ悪し 大

熱之時水を用て吉し 麻疹之初大抵咽ノ内へ出 難物通 息難

突躰ニ相見得候 才角 一角 さ婦らん採薬用致候 何連も時

節を見合用ゆべし

一、文久亥四月八日夜 松峰山不動尊失火仕り諸物皆々焼捨 不

動尊茂木像にて焼失ひ候躰ニ相見得候 伝寿院ハ五十日之慎ミ

被仰付候

一、同年亥ノ春 雪薄く強雨一切不降 雪汁も不出 五月初方迄

厚雨なく大ニ水不足致し田地植兼候場処も有之候 依而御役屋

へ被仰付候者 植兼候田地へ者 植付候日壹日 諸堰之番水を入

漸々仕付申候

一、文久二戌正月十一日 郷藏方御才足ニ付参候処 飯肝煎曾兵

衛 半四郎其外長名衆御揃之上被仰付候ハ 前々兵太郎肝煎代

へ被仰付候通長名役申付候間 御請可致旨被仰付候故 再三御

訴訟申上候得共 強而被仰付候故御請仕り候

一、文久三癸亥正月 公方様御上略ニ付 諸国御大名様京都へ罷

登リ候

一、安政二卯年へ亜墨利加人松前箱館へ上ル 後上江ノ山へ家立

亦。イギリス。ヲロシヤ。人を召連渡海致し 後年を経て不止

亦 江戸も家を立 如斯也

一、文久三年癸亥夏 久保田在ニ而 鳥巢ニ子三羽生ル、内 一

羽白鳥にて 久保田江御献上ニ罷成候

一、同年亥ノ夏 当村稻荷堂再健ニ付 材木諸人方御寄進ニ相成

候 御遷宮惣入料之分ハ最勝寺へ金子貳両にて相渡申候 諸掛

り之儀ハ惣々惣高割ニ相成申候

一、文久二戌年 松峰山 御城山之内杉雜木共売払伐取申候

松前御警衛御用加郷高覚

- 一 九百七拾五石四斗六升 釈迦内村
- 一 三百四石壹斗貳升八合 粕田村
- 一 九百九拾三石九斗七升壹合 花岡村
- 一 三百九石四升七合 沼館村
- 一 百八拾六石五斗五升九合 松嶺村
- 一 六百七拾七石三斗七升 山田村
- 一 百七拾六石九斗四升五合 商人留村
- 一 八百貳拾五石三斗九升五合 中野村
- 一 四百六拾壹石五斗 独鋤村
- 一 七拾三石八斗七升五合 道目木村
- 一 貳百拾九石四斗四升 味噌内村
- 一 三拾四石五斗貳升六合 下川原村
- 一 百四拾五石五斗貳升五合 白沢村
- 一 貳百貳拾九石六斗壹合 片山村
- 高合五千六百拾三石三斗六合

右者先年方相勤居候加郷高ニ御産候

一、文久三癸亥年御警衛御用御請ニ相成候加郷高覚

- 一 百五拾八石九斗二合 大葛村
- 一 百八拾九石貳斗四升八合 葛原村
- 一 四拾九石八斗七升 別所村
- 一 八拾九石壹斗四升壹合 沢尻村
- 一 六拾三石五斗八升五合 橋桁村
- 一 八拾石六斗壹合 猿間村
- 一 三拾六石八斗貳升壹合 茂内村
- 一 六百八拾四石貳斗九升四合 早口村
- 一 五百三拾四石六斗九升八合 岩瀬村
- 一 九拾四石九斗八升八合 雪沢村
- 一 三拾貳石九斗六升 長走村
- 高合貳千拾五石壹斗壹升貳合

右村々昔加郷ニ御座候処 依其村々御境郷亦ハ橋守護彼是迷惑形申上 加郷御免ニ罷有候処 此度松前御警衛御用ニ付公儀 御国庄内 会津 仙台諸国御役人様繁ク御行来被遊候付 馱馬格別之迷惑ニテ 右村々元形加郷ニ被下置度趣ニテ 萬延元庚申年郡奉行志賀猪三郎殿 御扱小野崎藤四郎殿御勤中出府仕り 委曲奉願上候処御聞濟被下置 其後右村々ハ元形人馬可差出趣被仰渡候処 葛原 猿間 沢尻 別処四ヶ村御受ニ相成候得共 残り七ヶ村御受致不申候とて人馬差出

不申候故 右七ヶ村之人馬当所にて相勤居候処 文久三亥年

迄四ヶ年人馬割合錢壹萬八千貫余ニ罷成候付 当村にて右七ヶ村之分相勤候てハ 村方相潰候趣を以 亥年兩度出府仕り

亦候奉願上候処 段々先御役人様御役替ニ罷成 此度郡奉行

安久津三之丞殿 御扱国安久治殿御勤中ニ右之趣委敷奉願上

候処 先御支配志賀猪三郎殿御取扱通り罷成 右七ヶ村御才

足にて出府仕候処 申年と被仰渡候通り 此度御受可致趣嚴

重被仰渡候処 右村々無扱御請ニ相成申候 依而以後無差支

人馬相勤候筈ニ御座候

此頃一ト市御扱渡部藤治殿 小鹿ノ御扱仁平順助殿三御役屋

御取合之上にて相窮り申候

右七ヶ村之人馬代壹萬八千貫文三御役屋と当村江被下候筈ニ

て 亥ノ暮御扱国安久治殿御廻在之 砌右錢無残被下置候

一、同年村方莫大之御用遣にて三萬六千貫程之繫ニ御座候処 加

郷割合錢壹萬八千貫文并領ニ罷成 依而引残り詰繫割合致候処

高壹石ニ付三拾貫文以上相当り申候 但し金相場式百四拾貫文

也 米壹石式百四拾貫文

一、元治元年甲子七月末と極月中迄鶏病氣大ニ流行死する事数不

知

一、同年御高割米当高壹石ニ付四升宛被仰渡候 但し当高壹石ニ付式匁銀被仰渡候

一、同年御用米当村ニ而者孫太郎 半四郎外ニ清太郎 九助 曾

兵衛右三人者壹人ニ付米式石五斗ツ、被仰渡候

合五人江被仰渡候

一、文久三癸亥年 当村野方起返り 新聞共有之候趣にて 大館

於御城去年中と度每当村御才足ニ付 罷上候処 御意被下置候

ハ 其村之儀者御差昏処にて 於御城先年と御手入致居候事ニ

致候て 此度御上へ右之通御城之御手入を以相開罷有候間 御

城願之通り被下置度趣以願書可差出候様被仰含候処 当村にて

取受候ハ御城之御手入之事ニ御上へ願申上候て者 出高ノ分御

城高ニ相成候も難斗り候故 右形御城へ罷上り申上候ハ 当村

之儀ハ先年と追々出高共ニ御伝馬高にて罷有候処 此度御城之

御手入を以出高之事ニ願申上候て者御城様分ニ可相成候哉 左

候得ハ当村格別之迷惑候故 御城高ニ不相成候様願申上候処

御城にて御意被下置候ハ 全く左様之筋ニあらず 御城にて其

村へ御手入致居候事ニ不致候得者 出高御割合不足ニ相当り候

筈 亦其村ニ而も 辛勞免も不足ニ被下候間能々可心得趣被仰

含候 出高之儀ハ直ニ於御城御檢使様引受取調之上 出高之分

ハ其村之願ノ通り御伝馬高ニ致し候て 於御城別段出高之分替

地領受取候間 聊も氣遣ひ無之候間 前文被仰合候通以書附郡

方ハ可願申上趣被仰付候故 右ニ随ひ当村ニて願書差出申候

一、同年亥ノ秋 御城御勘定頭山田刀之助殿 御高方江轄貢殿両

人当村ハ罷越 内調畠斗り取調申候処 厚雪ニ相成候て罷降り

申候 但し内調之御竿ハ三割懸位ひなり 但し日数廿五日程ニ

て賄料八両程相掛り申候

一、翌子年 御城ニて御檢使様引受当村ハ罷越候 然処御城ハ江

轄貢殿參候て田地共ニ内調仕リ 間敷を付けて番札を相立 直

々御檢使様御廻り取調候て罷降り申候 野方之儀ハ郷中ニて大

抵依場処迷惑願申上候得 御免ニ相成候処も有之候 但し御檢

使様日数六 七日ニて 賄 進物共ニて式拾兩余相掛り申候

但し両手分合三拾兩余 子ノ暮御用繫ニて惣高割合ニ相成候

一、屋敷高之儀ハ依其人 無高之者ニ御座候得ハ家立居候処ハリ

屋敷ニ相成申候 大高之者ニ御座候得 家立候外迄大抵屋鋪高

ニ被致申候

一、御檢使様罷歸候処 大館給人泉文作 芳賀礼 佐川与兵衛右

二人之捨 高分前々方当村ハ御手入致置候と御檢使様ハ申出候

ニ付 御檢使様方当村才足ニて川口村ハ參候処 弥御手入有之

候哉 御尋ニ付実ハ御手入無御座候得共右二人之迷惑ニも可相

成哉と御座候故 御手入致し候事ニ書附認メ差出申候

但し御檢使様御三人左之通り

林源之助殿

小貫宅兵衛殿

山田源藏殿

御竿打式人

一、此度之出高当高拾式石六斗三升八合内式ソ通り式石五斗式升

八合御上江御割合高ニて相上り候分 同式石五斗式升八合当村

江辛勞免高ニ被下候分 此内御割リ御城ハ御割合ニて被請取

残リ六の分壹石五斗壹斗壹合当村の辛勞免ニて 右者小尺廻内

村御城新高之内ハ銀穀共ニ受取參申候 但御城ニ而請取分六割

四分御座候 右御城ハ被仰付御座候

一、当慶応四年辰三月 酒造方那河惣助様の御廻ニて被仰渡候

此度糶室御改正ニ候故糶屋老軒限り 室間数并ニ三年以前方

糶本米右御株札何方ハ讓請候始末共ニ無鹿略書認メ 肝煎 長

百姓連名ニて 前日泊り宿亦者昼宿ニても可指出趣被仰渡候故

室間数取詰メ三年以前之石数共ニ書附相認メ置申候 然処三月

廿三日酒造方吟味役湊永治様 同調役那河惣助様大館ハ御着被

遊候故 翌廿四日 私共同役三人書附持參仕リ大館宿元ハ參候

夫方段々始末承候所 私等方ハ罷越不申候趣ニて御取調之由ニ

御座候故 皆々悦び居申候 然処何方も進物沢山罷上り候故

私共同役三人御取合にて御上兩人正金子式両指上候 御手代

式人へ壹両差上候 御鎗持式人へ預り百貫文指上候 右之通り

指上御見舞ひ申上候 夫段々御取調之儀ハ書附ニ茂不相抱御

上の御目覽を以被仰渡候 尺迦内村三人之分者ならし三拾三匁

ツ、ニ被仰渡候

一、糺室法書 但し梁間と行間と懸合せ夫へ高サ半通りにて 三

尺有之候得ハ壹尺五寸懸合れば物坪何程と出る也 夫へ四三二

を懸合れば此銀何程と出る也 但し拾坪ニ付銀四匁三分式厘当

り

但し指上候書附扣書別ニ貯置申候

拝領木御運上覚

一 杉三尺廻壹本 拾八貫三百七十五文

一 同四尺廻壹本 三拾三匁式百五拾文

一 同四尺五寸廻壹本 四拾貫六百八十八文

一 同壹尺廻壹本 三貫五百文

一 小杉 壹本 壹匁五百文

一 杉三尺廻根返り壹本 八貫百八拾七文

右 慶応元年

乙丑閏五月 是記

但し当時金壹両札ニ而四百四拾貫文替 札壹貫文正錢拾六文

替にて国民通用致候 米壹石札にて六百貫文致候

一、慶応元年乙丑九月六日 松嶺村失火有之 昼五ッ過方八ッ頃

迄大火ニ相成 但し家数三拾七軒焼申候 残り家数拾四軒 此

節稻付仕舞ニ相成候故 稻 焚物等迄悉く焼失ひ申候 御收納

之儀者 來寅年方尙拾ヶ年の年割を以上納可致様被仰渡候 此度

当村にて松嶺へ為作置候田畠当高合三拾石余 此石代百石程ニ

御座候処 年賦又ハ品々割合ニ罷成 当村にて迷惑仕候

一、当村にて為作置候当高三拾石余 当村にて書上申候 其後当

村にて出府仕り御收納願上候処 尙拾ヶ年の年割を以上納可致

趣被仰渡候

一、松嶺村にて拝借米願申上 其後肝煎亦右衛門出府仕り願上候

処 願之通り米金拝借被下置候 焼米其尙へ願申上候処御聞濟

ニ相成候得共寅年分半運上ニ被仰付候 尙式ヶ年分者本運上可

差上様被仰付候 右大火之砌風も無御座候得共 諸方へ飛火有

之 当村にて屋根へ水を上 要心嚴敷仕候 松嶺稻荷堂迄焼申

候 御本尊様漸々取出し申候

但し火元与之助と申者ニ御座候

一、松平相模守様御領内松原村鎌部儀左衛門歳百八拾三 妻さよ
歳百七拾三 嫡子清右衛門歳百三拾九 妻いわ歳百三拾七 孫
万之助歳百三歳 妻かね歳九拾八 彦三郎歳六拾 妻い志歳五
拾七 野砂子源之助歳三拾七 妻いよ歳三拾 高孫源太歳九つ
右之者元治元年甲子正月法賞として金子百両被下置候也

右之通書付大館町へ参候処写置仕候

一、文久三癸亥年 当高拾石ニ付御小役銀八拾老匁六分七厘ニ被
仰渡候 昨年迄ハ六拾四匁五分三厘ニ上納致居候

一、慶応元年 従公儀被仰渡候趣被仰付候ハ 光リ銭壹文四文

昔四文銭壹文ハ拾式文 文銭ハ六文 文久之四文銭壹文八文

右之通り被仰渡候ニ付左様通用ニ相成候 先年ハ文銭も光銭も

つぐ銭同様にて壹文ツ、ニ通用仕居候

一、慶応二寅三月 屋形様大滝へ御入湯ニ被遊候 御人勢御上下
式百人位ひにて被成候 御入湯之居も往還平生之通り人馬共ニ

通行仕候

一、慶応二寅年 当高壹石ニ付高割米五升ツ、当秋迄三ケ度ニ上
納可致趣被仰付候外ニ 高壹石ニ付式匁銀被仰付候 御用米ハ
孫太郎三拾石 半四郎六石五斗 九助壹石壹斗四升 右三人ハ

被仰付候

一、同年六月 駅馬賃錢六割懸ニ被仰渡候

一、同年六月 乱橋惣々懸替申候

一、同暮 屋形様御入湯遣ひ割合錢当高壹石ニ付正錢八百九拾六
文宛ニ相当リ候 但し当暮嚴重之御才足にて御百姓共漸々指上
申候

但し八ヶ親郷のわり合にて如斯

一、同年凶作ニ罷成 但し依地面壹升作より四合作迄有之候 御

毛見願指上候処 御檢使様高井堅治殿 志村易吉殿 岩間永治

殿右三人御越被成候 但し御毛引者青立 当捨 立枯 六分二

五なり 五分式四なり 四分八 右何れも上田之事也 夫右段

々中田 下田 下々田下るなり

但し毛見遣ひ引高壹石ニ付正錢九百八拾文ツ、相当リ候 但

し当処にてもり附残米有之候処 毛見遣へ入置候故此如不足ニ

相当リ申候 小尺迦内分毛見遣ひ引高割にて壹石ニ付正錢貳貫

百七拾四文相当リ候

一、慶応三年卯の十二月 高壹石ニ付御高割米五升ツ、被仰渡候
外ニ大宅方へ御用米被仰付候

昔々被仰渡候 馱場賃錢覚

一 津輕行本馬老正 百八拾七文

一 同 軽尻老正 百貳拾五文

一 同 人夫老正 九拾四文

一 大館行本馬老正 貳拾六文

一 同 軽尻老正 拾四文

一 同 人夫老正 拾三文

右之通ニ御座候所慶応貳年寅六月中六割懸ニ被仰渡候故 拾文
の所拾六文ツ、請取申候

一、此度從王都被仰渡候 馱馬本賃錢江六倍五割増ニ被仰渡候

依而當慶応四年辰ノ二月方本賃錢拾文之所七拾五文之割合ニテ
右之通り請取申候 但し舟渡賃錢貳割増ニ被仰渡候

一、慶応四戊辰三月廿七日 板子石村焼失有之 夜五ツ頃九ツ
過迄焼申候 火元市左衛門ニ而家數六軒焼申候 但し小屋道具
に当村萩長森山の松呉れ申候

一、慶応三年卯の秋 松峰不動尊御堂御建立 但し材木之儀者御
不動山之内も皆々伐取申候 然る所御城様を近在近辺村々江人
指にて 志次第御寄進可致趣参り候故 名々心差次第御寄進指

上申候

一、慶応四年戊辰閏四月 御上る被仰付候趣ニ者 今度庄内御征

伐ニ付王都を鎮撫子沢三位殿罷下り 御征討之儀相極り申候

依之六郡老統被仰渡候ハ 当高百石ニ付郷夫老正人 貳百石ニ付

小荷駄馬老正 外ニ口取之者鎌老挺用意可致と被仰付候 外ニ

家老軒ニ付草蛙三足 松明式本被仰付候 但し郷夫 小荷駄馬

之儀者百石以下之村方者郷夫御免 貳百石以下之村方ハ小荷駄

御免 村方老村限り書認メ書上申候

一、当村江相当り候分 但し支郷共ニテ

郷夫九人 馬四疋 口取り四人都合拾三人相当り候所 閏四

月七日郷夫初出立ニテ 追々都合拾人ニ駒式正指登申候

但し郷夫出立之節郷人附添ニテ 御役屋を御賄ひ手形拜領仕り

御城下ニ参り郷夫相渡受留持参仕候 然る所ニ五月上旬頃迄ニ

庄内老合戦相沈り 人馬共ニ無残無難ニテ村方へ罷帰申候

一、同年之郷夫 郷馬代之儀者高割合ニ致して 春中が七月迄の

分当高老石ニ付金子老歩宛割合相当り候 七月以後暮迄郷夫

郷馬之儀者 当高老石ニ付銀拾五匁宛相当り候

右ニ付御上様を御代金被下置候分 此帳後ニ品々書記し置申
候

寛

王政

御一新ニ付字内貨幣之定価御吟味之上 古今通用金銀銅錢等別紙之通り被仰出候間 支配処末々迄不洩様可触もの也

一 慶長金 小判 百兩ニ付

壹歩判

此貨通九百五兩壹歩式朱換

一 武藏判 百兩ニ付

但し右同断

一 乾字金 百兩ニ付

此通貨四百七拾五兩式朱換

一 元録金 小判

壹歩判 百兩ニ付

式朱

此通貨六百三拾五兩三朱換

一 享保銀 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨九百三拾兩壹歩式朱換

一 古文字金 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨五百式拾八兩式歩式朱換

一 真字 式歩判 百兩ニ付

此通貨四百六拾兩換

一 文政金 小判 百兩ニ付

壹歩判

但し右同断

一 壹朱金 百兩ニ付

此通貨式百廿七兩壹歩三朱ニ換

一 草字 式歩判 百兩ニ付

此通貨四百四兩式歩換

一 古式朱金 百兩ニ付

此通貨式百六拾兩三朱換

一 五兩判 百兩ニ付

此通貨三百四拾式兩壹歩式朱換

一 保字金 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨三百九拾六兩式歩壹朱ニ換

一 正字判 小判 百兩ニ付

壹歩判

此通貨三百拾七兩壹步換

一 安政金 式步判 百兩ニ付

此通貨百六拾壹兩三朱換

一 元録 大判 壹枚

此通貨六拾壹兩壹步三朱換

一 享保 大判 壹枚

此通貨七拾八兩壹步ニ換

一 慶長 大判 壹枚

右同断

一 新 大判 壹枚

此通貨貳拾六兩貳步壹朱ニ換

一 寛永鑄錢 当通用拾貳文

代り貳拾四文ニ成る

一 天保百文錢 壹枚ニ付

九拾六文ニ成る

一 寛永銅錢 当通用六文

代り拾貳文ニ成る

一 文久銅錢 当通用八文

代り拾六文ニ成る

右之趣從 太政官被仰渡申來候付 可相令被仰含候間壹町限り

可被申伝候 已上

慶応四年辰ノ六月 写是

一、慶応四年辰ノ春 軍用金として六郡一統御用金被仰渡候処

当所にて人指にて差上候趣左之通り

六拾兩日景孫太郎 拾九兩半四郎 七兩九助 七兩清太郎

七兩曾兵衛 六兩庄左衛門 六兩嘉右衛門 五兩長之助 三

兩清左衛門 三兩貳步佐助 貳兩内藏吉

右之通り人指御用金差上申候外ニ当高壹石ニ付御高割銀七匁七分七厘ツ、被仰渡候

一、慶応四年辰八月 南部軍勢当国十二所境へ押寄 同月九日初

合戦ニ相成 十二所方敗北仕り落城ニ罷成 兵火にて悉く焼失

仕候 夫方日々之合戦ニ相成 然る所又 雪沢口方押来り 南

兵鬼ヶ丈ニ陳取 大館勢打向へ合戦ニ相至候処 南兵少し退き

申候 亦大葛口方も南兵寄来り 処々も軍勢乱入す 日々村々

へ南兵火ヲ懸申候故 村々名々物取仕舞 屋根造作迄放し 皆

々処々へ小屋かけ仕候て隠れ居申候 然る所 同月廿二日夜明

頃も軍初り 此時霧然く下りて遠見不相分大合戦ニ相成候処

大館へ被押寄防兼落城ニ相成 兵火にて内町 外町 寺院迄一

円無残焼失仕候 右ニ付大館様荷上場村迄御引取給 依而十二

所 大館の城跡へ南部の大將小屋懸仕候て居申候 此節南部方

の大將分ハ森岡の家老奈良山佐渡 南部吉兵衛 桜庭大助の三

人ハ人数都合三千人程押来り夫方南兵処々村々江相廻候得共百

姓町人へ一円御講^{マツ}へ無之候 夫方南兵長走村へ上下三百人程陳

取り日々堅メ居申候 依而津輕勢も陳場村迄出陣仕候得共合戦

不仕候て引取申候 然る所南部勢式千人程小鑿迄大館公を追懸

り所に大館様ハ荷上場村ニて軍勢を揃へ 十二所公 檜山公其

外鍋嶋勢を加へ打出し南部方段々追卷られ 小鑿村方引退く

日々の大合戦 早口村 板沢渡しニケ処の合戦ニて南兵大ニ敗

北し 毎日南部方追卷られ段々片山野迄追立られ 然る所ニ津

輕勢六 七百人大館勢へ加勢可致候様鎮撫子様方被仰附 早瀬

野ニ相掛り兵糧 彈藥等山中運送ニ付 軍兵 人夫共ニ難儀仕

事無限り候 漸々花岡村へ参着仕る 然る所此節片山野の合戦

誠ニ甚た敷御座候処 二 三日花岡村ニ休息仕居候 其内ニ南

部方打負け壹夜の内ニ皆々逃退きけり 依而大館勢并ニ鍋嶋勢

其外諸勢皆々追懸打出候所 南部方赤沢越の国境へ陳取り固メ

致候 然る処ニ津輕勢花岡村方当村へ罷越一宿仕候て夫方直ニ

水沢村の大館勢へ入加り日々大合戦仕り候 此節御国大小荷駄

舟場村へ居候 檜山小荷駄ハ沼館ニ罷居候 津輕大小荷駄ハ当

村ニ居候 鍋嶋之小荷駄者下代野村ニ居候付 毎日兵糧 彈藥

運送の人馬無限り非常の遣立ニて 有人有馬只目当り次第の様

ニ被遣立 迷惑可申様なし 諸軍勢御取扱之儀ハ御賄へニて後

方屋形様方被下置候筈 御賄の儀ハ大根葉の汁ニて漬物迄度行

届き兼申候 久保田表の儀者上方方官軍数多参居候得共 庄内

口 院内口方被責入御城下近処迄打被入 既ニ久保田も危く御

座候得共 自然漸ニ追払 莫太の勝軍と相成りけり 右ニ付南

部方も処詮迎も防ぎ兼候躰ニ相見得候故 降参の使者参り強而

願ニ付 南部方の合戦も御免致候 依而諸軍勢引取りけり 津

輕大小荷駄も十月廿日当所御引取り申候 右大あらし爰に記

し申候

一、明治二年巳ノ正月 御上様方昨年の騒動ニ付被下置候趣ニ者

郷夫 郷馬代として当高百石ニ付当高五石 駅場人馬代として

当高百石ニ付当高拾石 右之通り被下置候 依而村方割合之儀

者 郷夫郷馬の儀ハ村方ニて錢割ニ罷成 取立ニ相成候故 兩

口合高百石付拾五石之分割合致候ニハ 高へ壹割 其外御伝馬

屋敷 其外屋敷 外長面共ニ壹軒ニ付式斗五升ツ、半軒ニ付

壹斗式升五合ツ、伝馬屋鋪外長面共ニ家並ニ壹斗ツ、割合致

し候

人馬遣立取調之儀ハ八月方十月迄三ヶ月之分ハ加郷村々ニも所

方へ人馬相詰 只有人有馬非常之遣立ニ御座候故 右三ヶ月之
分ハ割合なしに相成候て 小間居之者共大ニ迷惑仕候

一、兵火ニて焼失之者共ニ被下置候趣ニ者 当高三石以上の御百
姓ニハ御郡方方壹石八斗 其外小屋料として壹石七斗五升七
合 其外焼失以後三拾日の内老人ニ付一日米式合ツ、御救ひ米
として被下置候

一、同当高三石以下 無高の者ニ至迄御郡方方壹石式斗 小屋料
料として壹石四斗五升 焼失以後三拾日之内老人ニ付壹日米式
合ツ、御救ひ米として被下置候

郷夫郷馬之儀者 庄内征討之時被仰渡候分猶又秋中南部ノ押寄の
時被仰渡候分共 春秋郷夫郷馬代として前文之通り当高百石ニ
付当高五石拝領被仰附 依而明治元年辰ノ暮当村御収納の内方
御指引仕候

一、明治二年巳ノ九月廿九日 久保田若殿様御人勢百弍拾人位ニ
而作年争戦ニ付御巡覽被遊 同日十二所方大館へ御引移被遊
中城の御半鐘 急段御普請致候て御本陣ニ致し給 此節近藤町
御菜畠江梁間九間ニ行間三拾四間 能 炮館立 翌晦日炮館ニて太
刀 鎗の仕会御上覽被遊候 翌朔日御発駕ニ付 諸家中無残并
ニ町 兵共ニ大人数片山野迄調煉 笛大鼓ニて御見送御供致し
給 此度若殿様も御一新ニ付 久保田方小荷駄方附添候て 御

酒御賄ひ等指上候 御道具御鋳物等一切御持参為致不申候 右
ニ付御百姓ハ迷惑無御座候

一、明治二年巳ノ十月十日 按察使坊城少将様并ニ渡部判官様惣
人勢拾八人 右作年騒動ニ付御巡覽之由ニて津軽方罷越 大館
ニて御泊り致し給 但し昼泊り共ニ大ニ御叮嚀之御取扱可致候
趣 御郡方方被仰渡ニて 吟味役附添候て御取扱致し給

一、当村御高札先年方懸置候所 去秋中御書替被仰渡候て 右御
高札御城下へ御仕送り致し候 然る処当十月九日御書替ニ罷成
候て当村へ参候

明治二己巳十月
一、同巳ノ秋中ノ馬場賃錢十倍増しニて本軽尻壹疋百廿五文の所
壹貫弍百五拾文ツ、右之通ニ可請取申候
但し金壹兩正錢拾貫文致し候

同 米壹石新米ニて六兩致し候
一、明治二年巳ノ十月十八日 津軽少将江京都近衛様方御参り
但し後妻ニ而同日白沢駅御昼処ニて御通りニ御座候
一、明治貳年己巳 作年方莫太雪薄く御座候て段々田植頃ニ至り
暑氣有之 其後壹番草過方雨度々有り土用中ニ至り格別冷敷御
座候て 夜中ニ而も蚊谷不入程ニて毎夜夜具着し申候 右ニ付
而田畑大ニ悪しく罷成畠物も半作ニ罷成候 田地之儀者不容易

凶作ニて畑高之外一円御毛見願差出候処 御検使様御箱持長瀬

安太郎様御組合ニ而御越被成候 御毛見高之儀ハ

五ツ五分免者青立当捨

上田又又又又又五六 同又又又又又五二

中田又又又又又五七 同又又又又又五四

下田又又又又又四九 同又又又又又五二

下々田又又又又又四七 同又又又又又五

五ツ成免者

中田又又又又又五一 同又又又又又五四

下田又又又又又四九 同又又又又又五二

下々田又又又又又四七 同又又又又又五

四ツ成免者

下田又又又又又四七 同又又又又又

下々田又又又又又四三 同又又又又又四五

御毛引ノ分右之通ニ御座候 但しならし七分半程引高ニ罷成候

小釈迦内分上り御蔵高御指上高共ニ

中田又又又又又五二

下田又又又又又五

下々田又又又又又四六

右何も青立当捨 小釈迦内分ならし八分半程引高ニ罷成候 但

し米取之分者大抵八 九合方式 三合之場所も間々有之候

一、明治己巳年十一月の中御郡方御買米として五ヶ親郷江組合ハ

六百八拾石御買上米之内ニて被仰渡候 御代金之儀者来五月

同十二月両度ニ被下筈ニ被仰渡候 然る所当村江人指ニ被仰渡

候ニ者孫太郎江拾式石 九助江七石 清太郎江七石 曾兵衛七

斗五升 長之助江七斗五升 庄左衛門七斗五升 清左衛門七斗

五升 半四郎七石 右之通り人指ニ被仰渡候外ニ当高七石ニ付

御高割米として七升ツ、被仰渡候

依而極月九日三ノ丸御米蔵江中米ニて高割江上納仕候

一、右之通り人指米 御高割米共午ノ暮七石ニ付五両相場を以御

郷役ニて差引ニ相成候

一、慶応四辰年手号相改明治元年となる 同年寒中十二月四日夜

中雷鳴雨風あり 翌巳ノ秋ニ至りて凶作ニ罷成 畑物共ニ悪し

く粟油斗り大抵ニ御座候 米直段之儀ハ秋中も六両程ニ罷成

候 金子七両正錢拾貫文致し候

一、明治元年巳ノ十二月十日 寒中ニ御座候処 昼八ツ頃雷式音

鳴 雨少し降り 風も餘程吹申候 翌午年ニ至り春中ハ夏中迄

餘気温ニて罷有候 夏土用ニ至り雨度々降り暑氣無御座罷有候

所 七月中ハ大暑ニ罷成ニ付田畠共上作ニ罷成 晩稻ハ別而宜

鋪御座候

一、明治二年巳十二月 当国鹿^マ男^マ浜^マにてイギリス人ふらさん昆布積立參候所 船砂中^マニ理^マみ^マにて破損^マにて罷成 十七人乗の船なる処 漸々^マ老人^マ助^マり^マ上^マり 其後^マ御上^マの御取扱^マにて右人^マ老人^マ 犬老正^マ松前箱館^マへ參候由^マニ候 午正月十七日御御役人^マ式人^マ警衛仕り都合三人^マ当村御昼^マ処^マにて長走村^マへ御止宿^マ仕^マり候 昼 泊^マり宿共^マニ異人^マを見物^マする人^マ夥^マ敷^マ事^マニ御座候 喰物^マ之儀^マハ卵^マ杯^マ多く喰ひ候^マ様子^マに御座候

一、明治三年庚午正月廿八日 於司民官辰年兵火^マニ而^マ焼失^マニ相成候もの^マ江 従天朝^マ金札^マ三両^マツ、家並^マニ被^マ下置^マ候趣^マ被^マ仰付候 依而同日^マ当村^マ焼失^マ之人^マ数^マ式^マ拾^マ九^マ軒^マ片山村^マ司民官^マニ罷上^マり^マ拜領^マ仕候一、慶応^マ四辰年 年号^マ相改^マ明治^マ元年^マになる 同年^マ於^マ天朝^マ十三年^マ限り^マ能^マ金札^マ指出候 依而日本^マ国^マニ通用^マ致候

一、明治二年巳ノ秋 当村^マ彦太郎^マと申者 同彦兵衛^マの稻^マを田面^マ方盗取^マ被^マ見附 郷中^マへ申出^マニ罷成^マ候所 於郷中^マ御取扱^マ致候所 彦太郎^マ事^マ最勝寺^マ様^マへ入寺願^マ申上^マ候処 同人^マ様郷中^マへ訴訟^マニ参りニ付郷中^マにて一統^マ御相談^マ之上 彦太郎^マ事^マ困窮^マ之者^マにて田畑^マとも無御座候^マ当人^マ故 於村^マ方十分^マ以^マ御慈愛^マ 科料^マとして人足^マ三拾人^マ為勤候^マ筈^マにて最勝寺^マ様^マへ為^マ御任^マ相濟候

一、明治三年庚午二月二日夜 当村^マ清九郎^マ事^マ郷藏^マを切破^マり御物成を盗取^マニ付 依而郷中^マ騒動^マす 依而式 三日^マ昼夜^マ家並^マニ再三^マ被

見仕候所 清九郎^マ馬屋^マ方^マ俵^マら出^マニ付^マ当人事^マ白状^マニ相及 然る所当人^マ最勝寺^マ様^マへ入寺願^マ上 同人^マ様郷中^マへ御訴訟^マニ参り願候^マニ清九郎^マ事^マ吟味^マ致候所^マ米^マ老石^マ盗取^マ候との御言^マしニ御座候^マ得共符前^マ与^マ四郎^マ事^マ三石^マ五斗^マ不足^マ米^マと郷中^マへ申分^マニ付^マ何とも分明^マ不相知 然る処^マ最勝寺^マ様郷中^マ江願候^マ者 当人^マハ盗取^マ候^マ米^マ老石^マ指出候封前^マ方^マ老石^マ為^マ差出 郷中^マ方^マ老石^マ損^マ為^マ致候事^マにて内濟^マニ致^マ呉^マれ候様 強^マ而御訴訟^マニ付 依而右^マ之通り^マにて最勝寺^マ様^マへ為^マ御任^マ仕り御郡^マ方^マ様^マへ御内々^マ右^マ之趣^マ申上^マ候^マて悉^マく内濟^マニ致^マし候

一、明治三年庚午 於天朝 民部省^マ通商司^マ之金札^マ指出候 依而正金同様^マニ通用^マ致候 当時^マ金老兩^マ正錢^マ拾貫^マ文替^マニ被^マ仰渡候 光錢老文^マ拾式^マ文^マニ御座候 老兩^マニ付^マ光錢^マ八百^マ三拾^マ三文^マ替^マニ御座候 当春^マ米^マ老石^マ七兩^マ余^マの直段^マニ御座候

一、明治三年春中 駅場^マ賃錢^マ拾式^マ倍^マニ被^マ仰渡候 然る所^マ夏中^マニ相成候^マ処^マ従天朝^マ被^マ仰渡候^マ者 馬遣立^マ等^マ之儀^マ者 一円^マ無^マ之 人前^マを以可相勤^マ趣^マニ御座候 若し馬^マ入用^マ之御藩^マ有^マ之候^マ節^マ者 御雇^マひ馬^マを指出し 御定^マ賃錢^マ倍増^マにて受取^マ可^マ申候 若亦 依其^マ日 人夫^マ格別之遣立^マにて駅場^マ迷惑^マニも相至^マ候^マ節^マ者 馬指出^マし不申^マとも不苦^マ候様^マ被^マ仰渡候 然る処^マ先年^マ方^マ松前^マ御警衛^マ 其後^マ御軍事^マ御用^マニ付

諸方^マ村々^マ方^マ当駅^マ江人馬^マ相詰 割合^マを以人馬^マ相勤^マ罷有^マ申候 津輕様^マ御通行^マ之節^マ者 白沢^マ村^マ駅場^マニ罷成 黒石^マ様^マ御通行^マ之節^マハ当駅^マニ

て繼立罷有申候 根元加郷村々之儀ハ白沢加郷にて 御目代様
御巡見様 遊行上人様 重き御役人様御通行之節者 従先規白
沢村繼立にて罷有申候 然る処此度従天朝被仰渡候者 駅場郷
者 一日百人之分者 当村にて相勤可申候 百人余之遣ひ立ニ相成
候節者 百人外之分ハ加郷村々江割合可致趣被仰渡候 当駅掛り
役大館町泉竹之助様被仰附候

一、明治三年被仰渡候者 是迄神社ニ祭置候拾三弘様被捨置候
趣ニ付 当所鎮守釈迦様其外当処ノ不動様 地藏様 長面ノ千
手歡世音様共前田道上古釈迦堂江新御堂建入置申候

一、同年七月 打飯米之儀被仰渡候者 高拾石以上之人者 是迄之
通り老人ニ付老升宛 拾石以下五石迄之間者 家老軒ニ付五升ツ
、五石以下三石迄之間者 家老軒ニ付三升ツ、三石以下式石
迄家老間ニ付式升ツ、式石以下無高者ニ至る迄家老軒ニ付老
升ツ、右之通り被仰渡候

大高有之候て人不足之方有之分ハ人別丈け可指出候 先年ハ是
迄指出候ニ者 大高持も無高ノ者も人別を以老人ニ付老升ツ、指
出置候

一、明治元年辰 従天朝松前為御堅メ清水谷伝様罷下り 備後藩
中 津輕藩中 其外藩中共ニ少人数にて箱館之城ニ居り罷有候
所 賊兵大勢討入り候所 四 五日の間清水谷伝様松前様色々々

争戦致候得共 処詮防ぎ難く 依て無掬清水様松前様諸家中召

連れ 津輕青森江御引取被遊候 右ニ付長州藩八百人餘同十一

月二日四日両日ニ当処御止宿にて 津輕江御通行ニ御座候 翌

午年五月中迄ニ諸藩青森其外近在共ニ御止宿仕居候得共 賊兵

中々要心堅固にて難討入罷有候処 同月初旬長州藩先謀にて夜

中渡海仕り 并ニ諸藩討入 漸々討破り 夫々数日之合戦ニ罷

成候所 賊兵方ハ降伏願ニ付 右ニ付軍相止ミ申候 賊兵の大

将分松平太郎様其外三人共網駕籠にて天朝江被指登候 当所御

泊り候て御通行ニ御座候 其外降伏人共式百人三百人斗りツ、

諸国へ預け置申候 是も後日当京江被差登候抵ニ相見得候

一、明治三年九月廿二日夜中 大館町神明堂焼失ニ罷成候 何ハ

出火ニ相成候 何れ分明難相知相心得候

一、明治三年午九月廿六日夜五ツ時大館町焼失 火元御足輕町飴

屋仁三郎と申者ニ御座候 但し焼候町々者鍛冶町 中町 馬苦

呂町一円無残 大町者三拾軒余 新町拾三軒 御足輕町六軒

大工町一円無残 右之通り焼失仕候 但し焼失致候惣家数式百

六 七拾軒程と相見得候 依而近郷村々江司民官方苦 繩 な

から被仰付 大館町へ仕送り申候

一、明治二年巳方御境口御番処御引取之事ニ従天朝被仰渡候 依

而御門明通し致置候 出入調役処斗り先年の通りにて罷有候

一、明治三年午十一月被仰渡候趣^者 御分国^江拾萬兩御調達銀被

仰渡候 然る処郡方にて五ヶ親郷組合へ六百七拾何石ノ米にて

被仰付候 但し三ヶ老通り御高割 三ヶ式通りハ人指にて被仰

附候 仍^而当村へ人指左之通り 式拾石孫太郎 三石五郎 三

石嘉右衛門 式石清太郎 老石五斗曾兵衛 老石庄左衛門 老

石長之助 老石清左衛門 老石九助 式石袋ノ弥兵衛 老石同

与八郎

右之通り人指被仰付候外ニ当高老石ニ付三升ツ、右之通りニ

御座候 但し御返し之儀^者 向未年^亥年迄五ヶ年ニ御取納之内

方御指引之事ニ被仰付候 但し相場米老石ニ付四兩老歩の由ニ

御座候

但し私上納米老石代ニ^而九拾八匁四分 戌六月十一日御戻しニ

相成 日景孫太郎^と受取候

一、明治三歳午の秋中 従朝廷被仰渡候^者 平民一同苗字被指許候

如何なる貧賤の者たり共御差許之儀被仰渡候

一、先規前ニ苗字御許之儀ハ依其分限御取尽し仕り御上^江米金指

上候て御免ニ罷成居候 亦勤孝等ニても有之候仁^者 御許ニ罷成

候も有之候

御郷役給分定

銀拾八匁 薪老釜 銀五匁 春垣

此人足九人 此人足三人

同六匁 萱 同六匁 雪垣

此人足四人 此人足四人

同老匁五分 糖三斗 同六匁五分藁拾三羽

但し六尺詰^ニニ^而

同老匁八分 人足三人六歩

老人ニ付五分ツ、

同三匁 馬三疋口附共

老人ニ付老匁八歩ツ、

合四拾七匁八分 此引米式斗人足式拾人への給米也

右^江三割半増ニ被仰渡候処六拾四匁五分三厘ニ成る

右^江五増倍ニ被仰渡候処三百式拾式匁六分五厘ニ成る

但し明治三年午極月改

一、明治四未四月御用金被仰渡候^者 御分国^江三十万兩 当村ニ^而

^者日景孫太郎三百式拾兩 奥村嘉右衛門拾五兩 右之通り式軒

^江被仰附候

一、明治三年被仰渡候^者 是迄五人組頭五人分合式拾五人ニ成る

右之頭を伍長と致し是迄肝煎方にて四人遣ひ雇ひ受取居候処

右之内家壹軒も雇ひ式人遣ひ之分、伍長の方にて受取可申候趣

被仰附候 依而何儀芳煩ニ有之候節、伍長にて取捌可仕旨被仰

附候 伍長にて取捌不相分候節、肝煎江取出し取扱ニ可相成趣

嚴ニ被仰渡候

一、明治四辛未 御国天朝之御取扱ニ相成 此度被仰渡候趣ニ是

迄之春農助成米 駅場助成 御境村々助成 肝煎免共ニ諸事御

助成米を一円被廢候條被仰渡候

一、明治四辛未被仰渡候條 以来何家業 何商売成とも願申出有

之候得ハ被仰付候旨村々江被仰渡候

一、神職を好み仏寺を相止メ自葬濟を仕度願上候得ニ 願出次第

自葬濟被仰付候 辛未秋中

一、従前方御上納仕居候御材木御増元当年ノ御免ニ罷成 上納不

仕候 但し当高巻石ニ付巻升式 三合位ニ御座候 辛未之調

一、明治三年庚午年ノ新に被仰附候者 御物成巻石ニ付正米三升

三合三勺三才ツ、用米として被仰付迷惑ニ御座候得共 無擧上

納仕候

一、此度県庁も被仰渡候者 是迄の糶御株札返上可致趣被仰渡ニ

付返上仕候 依而右御株札書付之通り左ニ扣候

右糶商売可致 但し室屋有之村たり共

相互入合荷触売可為勝手もの也

役保銀三拾三匁

先御株札雛形

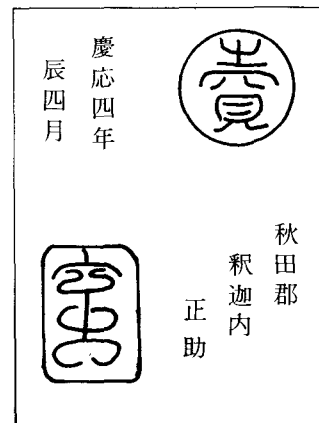
左之通り

于時

明治四年

辛未十一月廿五日迄

返上之事ニ被仰渡候



一、明治四辛未十二月廿六日夜七ツ時 戌亥ニ当て天に大火之様
ニ赤き雲氣顕れたり 同十一月廿六日ノ寒ニ相至候処誠ニ寒氣
嚴敷 寒中一切雨降り不申候

一、当村鎮守釈迦様抑往昔最明寺時頼公御作にて 元前田道上能
崎に当建置候由ニ御座候処 何ツ能頃堀合之伊勢堂ノ下江御引
移し候や聊相分り不申候

一、安政五年 右釈迦堂六百回忌にて大講摩有りて数年是迄尊

敬仕罷有候処 今般天朝々御布告ニ付元古釈迦堂と名附置候

前田道上之崎江七尺四方能御堂ヲ建 釈迦様ヲ始メ色々之十三

仏様ヲ入置申候 然る処当村ニて釈迦様御信心之輩も有之ニ付

村上指立人数御取合之上 寺江釈迦様の元御むろうを取賦り入

置申候

一、堀合能伊勢堂下能釈迦様の明き御堂江御むろうを拵らひ神明

様を入置申候 上の元御伊勢堂江唐松様を入置申候 干時明治

四未の四月両社御遷宮致候 但し当村肝煎 長面の半四郎外ニ

長面人数も罷出大ニ賑敷御尊敬仕候 往昔方伊勢堂と唱ひ置候

社ニ神明様 八幡様 三社有之候と能事ニ御座候 但し

御遷宮諸掛り之分ハ当村 長面共ニ一同ニ割合仕り高割と人別

ニ割合致候

一、同年長面ニ而惣四郎屋敷側に千手観世音とて是迄相祭候処

此度相廢し 社地大木皆切捨申候

一、萩長森の向はぶ上ニ神明様新社ヲ建立仕候

一、同年板子石村鎮守千手観世音ニ而有之候処 山神社ニ祭替申

候 同年鳥井脇ニ槻大木有之候処 板子石ニ而祈願処江願出尔

談仕り切取り申候

一、明治四辛未 松嶺山不動尊相廢し申候間 山神宮ニ祭替申候

一、不動尊鳥井の余程下横切ニ山一円大館御城様の御分山ニ而

右御堂先年方御城の御普請ニ而罷有申候 同山ニ杉大木并ニ松

雑木共ニ沢山有之候処 御城ニ而度々売払 猶亦同年無残売払

為伐取申候

一、明治四辛未年方其処此処江自葬濟人有之候 但し同年方自葬

并ニ菩提寺有之人たりとも土葬ニ仕度候仁ハ土葬ニ致候ても

一切菩提寺ニても御構い無之候 依而当年方大抵火葬ヲ相止メ

土葬ニ致候

御布告書寫

今般戸籍御取調方御改ニ付 戸籍帳引渡候故出府可致候条

其扱方申達候得共 尔今出府無之 御用御指支ニ相成候故

戸籍方殊ニ案内之者長副之内一大区ニ付老人宛早々出府可有

之候也

二月 戸籍方

今般戸籍取調方御改更被成置候条 朝廷方御達有之候ニ付

別紙之通り相改候間此旨可被相心得候事

各区戸長副給料并戸籍諸入費トシテ兼テ其扱方申付候通り毎

戸方早々出金 蔵元江上納可有之候事

壬申二月

右之趣区内不洩様伝告可有之候也

別紙御布告式通り相達候条 刻付を以迅速廻達可致候也

壬申二月廿二日 戸籍方

戸籍調載概要

第一則

戸籍ノ編制ハ兼テ御沙汰ノ通 当申年正月晦日現在ノ人員ヲ
根拠トスト雖 公私ノ為メ出県又ハ條行奉公ニ出ルモ本籍ニ
スルステ 改ノ日帰宅スカタキモノハ其訳頭書ニスヘシ 其
土地ニテ條行奉公ノモノハ改ノ日帰宅シテ改ヲ受ヘシ

第二則

寄留寄住トハ日誌雛形通 他管轄ノ者事ニシテ県内者ヲ云フ
ヘカラス 職業ノ為メ本籍ヲ脱ス別区内ニ入ルモノハ其区内
ノ調ヲ受クヘシ

第三則

今般御沙汰ノ通 戸長副給料并入費ハ凡テ下方ヨリ取立 相
当支給スヘシ

第四則

職分ハ総テ現在ノ業ヲ記スヘシ 仮令ハ農商ヨリ官員 兵隊

等ニ上ケラル、時ハ農商ヲ除クヘシ 然レトモ不得止事情ア

リ其家族猶旧業ヲ営メハ 名代ヲ以テ農商ヲ数フヘシ 又農

商ヨリ従者 雇人ニナルトモ是ニ做フヘシ 若兼業アレハ本

業ノミヲ記シ

第五則

官員 神官 兵隊 従者 雇人ハ戸主 家族モ各其ノ職ヲ数
ヒ 農 工 商 雜業ハ戸主幼年ト雖之ヲ数ヒ 家族ハ男女
十五歳以上ヨリ職業ニ従事スル者及其戸主ト職業ヲ異ニスル
者ハ 各ソノ職業ノ目に記ス 廢疾ノ者ト雖トモ職業アル者ハ
職業ノ目ニ記スヘシ

第六則

官員 神官 華士族 卒 兵隊 僧尼 旧神官ノ召使ハ従者
ノ部 平民ノ召使ハ雇人ノ部ニ入レ 農工商ニ属セサルハ雜
業ノ部ニ入レヘシ
但神官トハ新任ノ神官 旧神官トハ従前ノ社人ヲ云フ 雜
業トハ某役 某職 某渡世ノ類ヲ云フ

第七則

皇学以下各国ノ学名ヲ記スモノハ凡テ専門開業ノ者ヲ記スヘシ
シ 農工商中ト雖碩学ナル者ハ又之ヲ記スヘシ
但洋学ハ英仏ニカキラス各国ノ学名ヲ記スヘシ

第八則

区内之社寺 旧神官 僧尼ノ住居するハ勿論 住居セサル社
寺タリトモ 村町順次ノ番号ニ付け戸籍帳工記ス又戸籍表工
モ記スヘシ

第九則

囚獄及徒刑之人員本籍アルモノハ本籍ニ入レテ 戸籍表其日
ニ記スヘシ 他管轄ノ者ハ寄留ノ部ニ入レ寄留表其日ニ記ス
ヘシ

第十則

死者ハ埋葬場ノ地主ヨリ一ヶ月毎ニ取纏戸長エ出スヘシ 戸
長又一ヶ月毎ニ庁工届クヘシ

壬申二月

右件々難心得筋ハ戸籍侍へ直々可伺出事 以 駄送封状老通り
名前之通り往還可相届者也

右之通り御布告書廻文ニテ参候ニ付 明治五年壬申二月晦日夜
中写申候

大館市史編さん
調査資料 第十六集

大館地方資料文書

○慶長以来歳代記

○大館舊記

○諸色書留帳

昭和五十年十一月

発行 大館市役所内

大館市史編さん委員会

印刷

大館市谷地町

(有)大館孔版社